

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年5月

SPRIX

株式会社 スプリックス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式764,362千円（見込額）の募集及び株式11,160,946千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,808,964千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 スプリックス

新潟県長岡市大手通二丁目3番地2

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
 詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1 ミッション

### MISSION

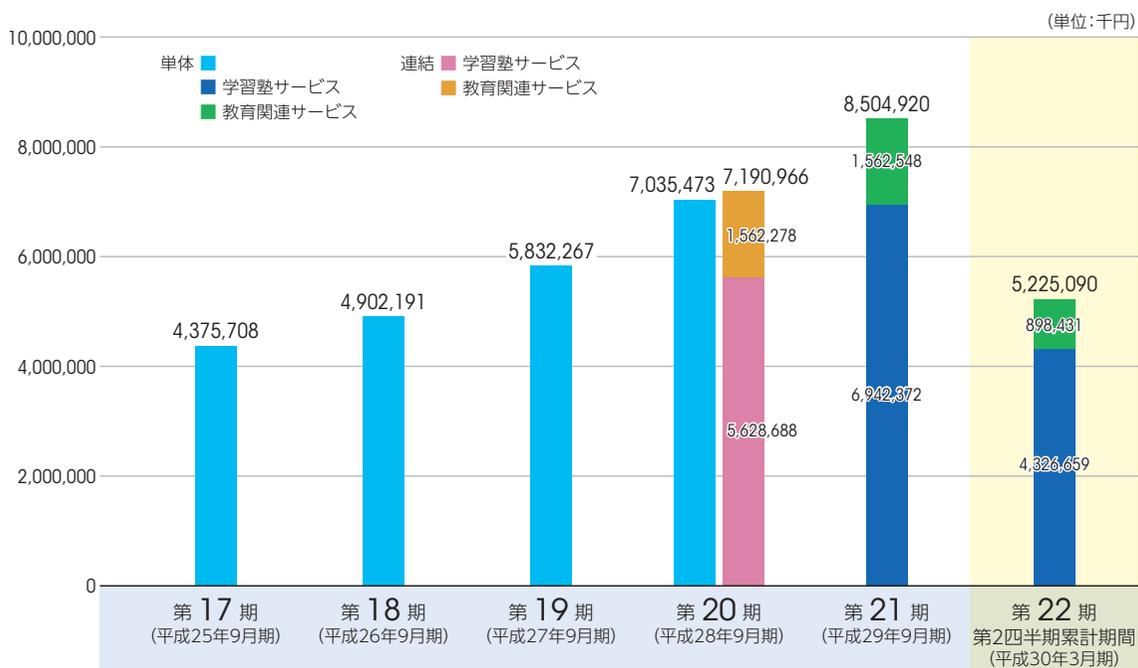
「教育」を通して、世界中の人に「人生の新たなステージ(春)」を届けること

## 2 事業の概況

当社は個別指導塾「森塾」を中心に、学習塾サービス及び  
 教育関連サービスを提供しております。



### 売上高推移



(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第20期において連結財務諸表を作成しております。第21期は、連結子会社でありましたSPRIX Hong Kong Limited.を平成29年6月30日に株式譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので連結財務諸表を作成しておりません。

当社は、教育サービス事業を行っております。また、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。

当社が提供する主なサービスは以下の通りです。

## 1 学習塾サービス

### ①「森塾」の運営及びフランチャイズ展開

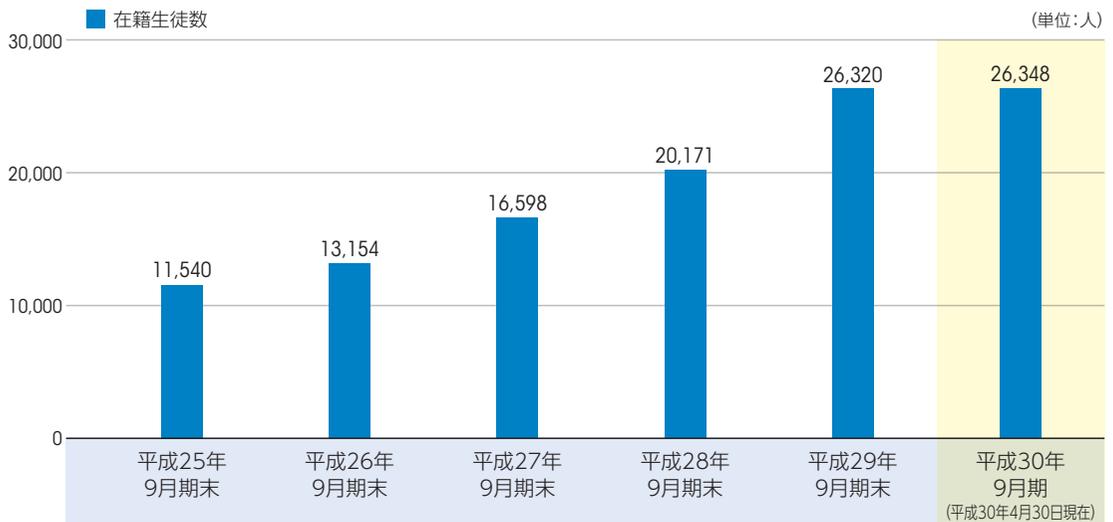
当社の中核事業である「森塾」は、小・中・高校生を対象とした、先生1人に生徒2人までの個別指導型の学習塾であり、中学生(平成30年4月30日現在、「森塾」生徒数に占める中学生比率は約6割であります。)を対象として、定期テストで「1科目20点以上成績が上がることを保証する「成績保証制度」を導入しております。「森塾」では、直営教室の運営とフランチャイズ展開をしており、平成30年4月30日現在、直営88教室、FC34教室となっております。

直営教室では、授業の提供と教材の販売を行っております。フランチャイズサービスは、FCオーナーとのフランチャイズ契約に基づき、当社が所有する商標及びノウハウ等を提供し、これに係る対価(主にロイヤルティとして月間売上高の10%)を受領しております。なお、当初のフランチャイズ契約期間は、個々の契約により異なりますが、フランチャイズ契約期間が満了した後は、当該フランチャイズ契約を1年毎に更新することとなっております。



授業風景

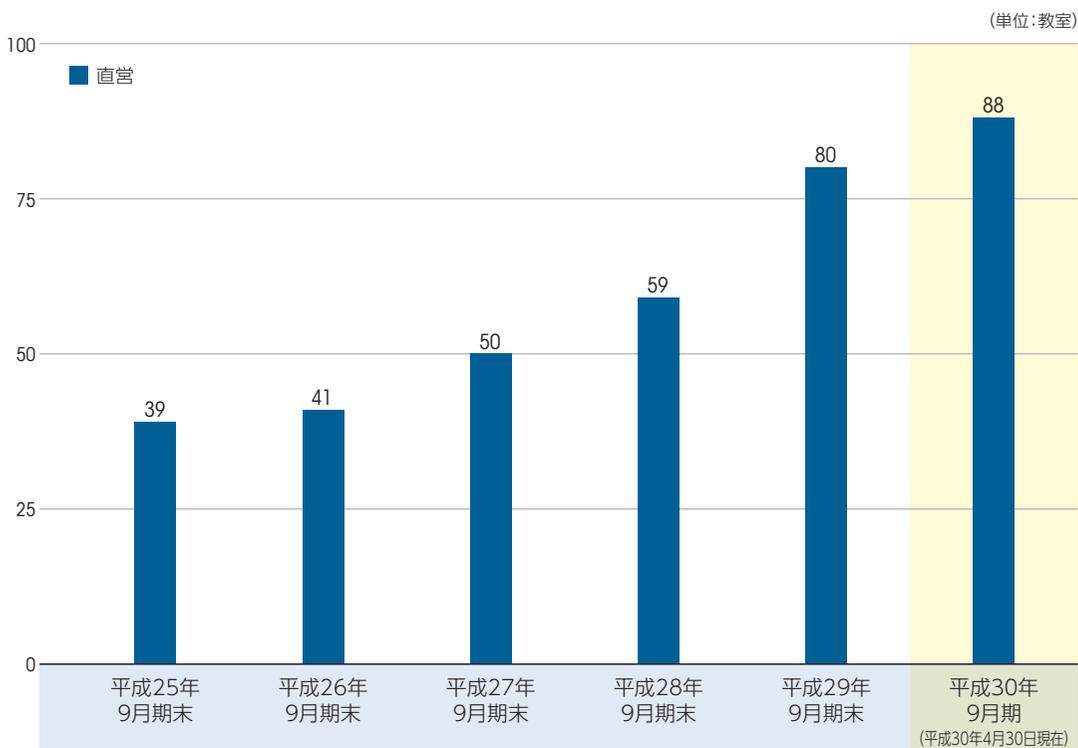
### 「森塾」直営教室の生徒数推移



「森塾」直営教室の展開エリアについて (平成30年4月30日現在)



「森塾」直営教室数推移



## ②教育ITを利用した「自立学習RED」の運営 及びフランチャイズ展開

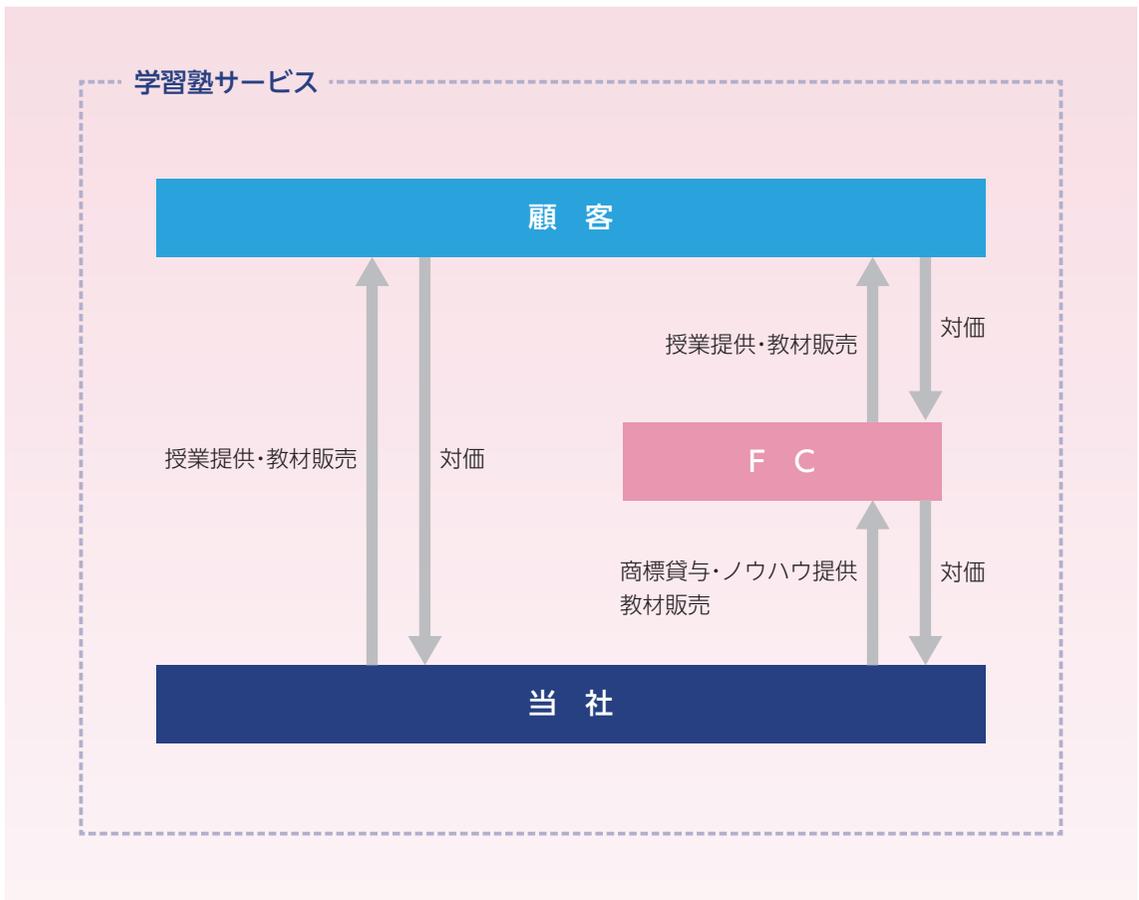
「自立学習RED」は、小・中学生を対象とした学習塾で、教育ITを活用して生徒ひとりひとりの進度に合わせた学習プログラムを提供しており、直営教室の運営と、フランチャイズ展開をしております。平成30年4月30日現在、直営教室は4教室、フランチャイズ教室は44教室であり、北海道・東北エリア(宮城県)1教室、関東エリア(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県)23教室、中部エリア(新潟県、富山県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県)13教室、近畿エリア(大阪府、京都府、兵庫県)6教室、中国・四国エリア(鳥取県、広島県、愛媛県)3教室、九州・沖縄エリア(福岡県、大分県)2教室となっております。

直営教室では、授業の提供と教材の販売を行っております。フランチャイズサービスは、FCオーナーとのフランチャイズ契約に基づき、当社が所有する商標及びノウハウ等を提供し、これに係る対価(主にロイヤリティとして月間売上高の10%)を受領しております。なお、当初のフランチャイズ契約期間は、個々の契約により異なりますが、フランチャイズ契約期間が満了した後は、当該フランチャイズ契約を1年毎に更新することとなっております。



タブレットを利用した授業風景

### 事業系統図



## 2 教育関連サービス

### ①「フォレスタ」シリーズの開発・販売等

「フォレスタ」シリーズは、当社が開発・販売等をする学習塾用教材の総称です。シリーズ中の主なものは、小中高生向けの個別指導用テキスト「フォレスタ」であります。「フォレスタ」テキストは科目別・学年別にラインナップされており、「森塾」での使用のみならず、個別指導塾を中心とした各地の教育関連企業で採用されております。

その他、「フォレスタ」シリーズのラインナップとしましては、中学生向けのネットですぶ映像教材「楽しく学べるシリーズ」、個別指導塾運営に係る特有の煩雑な事務の軽減・生徒情報や成績情報等のデータの分析・経営をバックアップするシステム「フォレスタデータベース」があります。

## フォレスタ シリーズ



個別指導用のテキストと映像教材

### ②「東京ダンスヴィレッジ」の運営

社会人を対象としたダンススクール「東京ダンスヴィレッジ」の運営を東京都豊島区(1拠点)にて行っております。提供しているダンスのジャンルは、HIPHOPダンス、フラダンス、タヒチアンダンス、ベリーダンス、バレエ、バーレスクダンス、チアダンス、ジャズダンス、フラメンコ等多岐にわたり、ダンスの経験に応じたクラス編成を行っております。



ダンスのレッスン風景

### ③その他

学習塾スタッフ・講師を対象とした成功報酬型求人サイト「塾講師JAPAN」の運営、小学生向け読書教育プログラム「グリムスクール」の運営、中国語検定「HSK」に関連する書籍・アプリの販売等を行っております。

## 塾講師 JAPAN



「塾講師JAPAN」のトップページ

## グリムスクール



「グリムスクール」の授業風景

## HSK



「HSK」シリーズのテキストとアプリ画面

## 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

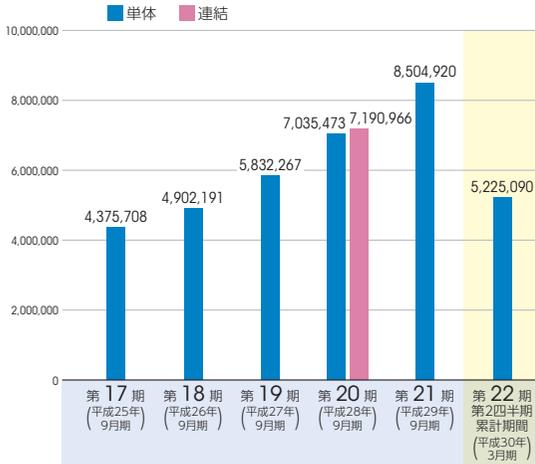
回次 決算年月	第17期 平成25年9月	第18期 平成26年9月	第19期 平成27年9月	第20期 平成28年9月	第21期 平成29年9月	第22期 第2四半期 平成30年3月
<b>(1) 連結経営指標等</b>						
売上高				7,190,966	—	—
経常利益				476,631	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益				253,331	—	—
包括利益				229,845	—	—
純資産額				1,787,444	—	—
総資産額				3,476,164	—	—
1株当たり純資産額 (円)				112.30	—	—
1株当たり当期純利益金額 (円)				15.94	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				51.33	—	—
自己資本利益率 (%)				15.05	—	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				492,541	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△430,765	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				△29,170	—	—
現金及び現金同等物の期末残高				1,283,161	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				289 (474)	— (—)	—
<b>(2) 提出会社の経営指標等</b>						
売上高	4,375,708	4,902,191	5,832,267	7,035,473	8,504,920	5,225,090
経常利益	145,704	163,408	337,437	505,337	1,165,398	1,500,168
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△22,114	74,483	184,367	232,829	854,949	974,818
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258
発行済株式総数 (株)	105,925	105,925	105,925	105,925	105,925	15,888,750
純資産額	1,331,804	1,406,287	1,590,654	1,786,410	2,594,753	3,313,233
総資産額	2,248,279	2,610,705	2,933,728	3,474,972	5,053,755	6,313,411
1株当たり純資産額 (円)	12,573.08	13,276.25	15,016.80	112.43	163.31	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	350 (—)	440 (—)	2,420 (—)	15 (15)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△208.77	703.17	1,740.55	14.65	53.81	61.35
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.24	53.87	54.22	51.41	51.34	52.48
自己資本利益率 (%)	—	5.44	12.30	13.79	39.03	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	20.11	20.02	29.98	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	1,340,595	1,224,625
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△320,403	△80,326
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	△47,356	△260,997
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	—	2,207,901	3,091,203
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	216 (255)	245 (286)	290 (367)	289 (474)	340 (596)	— (—)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社は、第20期において連結財務諸表を作成しております。第21期は、連結子会社でありましたSPRIX Hong Kong Limited.を平成29年6月30日に株式譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので連結財務諸表を作成しておりません。  
3. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は15,888,750株となっております。  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第17期は、1株当たり当期純損失金額であり、また、新株予約権の残高が存在しないため記載しておりません。また、第19期、第20期、第21期及び第22期第2四半期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。  
6. 提出会社の経営指標等における営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第17期、第18期及び第19期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第20期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。  
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
8. 第22期第2四半期における売上高、経常利益、(四半期)純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第22期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第22期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。また、第22期第2四半期における1株当たり配当額については、平成30年5月14日開催の取締役会で決議された数値を記載しております。  
9. 第20期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により監査を受けております。また、第22期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。  
10. 第17期は、教育IT事業の中高生限定SNS「ゴルフスタ」に係る研究開発費を532,213千円、広告宣伝費等を144千円計上した結果、提出会社の経常利益は145,704千円となりました。また、特別損失として関係会社貸倒引当金繰入額を計上した結果、当期純損失となりました。  
11. 第17期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。  
12. 第18期は、中高生限定SNS「ゴルフスタ」に係る研究開発費を619,755千円、広告宣伝費等を1,272,4千円計上した結果、提出会社の経常利益は163,408千円となりました。  
13. 第19期は、中高生限定SNS「ゴルフスタ」に係る研究開発費を372,620千円、「ゴルフスタ」サービスリリースに係る広告宣伝費等を486,253千円計上した結果、提出会社の経常利益は337,437千円となりました。  
14. 第20期は、中高生限定SNS「ゴルフスタ」に係る研究開発費を402,306千円、「ゴルフスタ」サービス促進に係る広告宣伝費等を433,795千円計上した結果、提出会社の経常利益は505,337千円となりました。  
15. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の(外)は、臨時雇用者数(非常勤講師及びパートタイマー)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
16. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。  
17. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券募集(1の部)」の作成上「訂正」(平成24年8月21日付東京上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値を1株当たり指標の推移を参考表で掲げると、以下のとおりとなります。  
なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額については第21期以前の数値)については、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第17期 平成25年9月	第18期 平成26年9月	第19期 平成27年9月	第20期 平成28年9月	第21期 平成29年9月	第22期 第2四半期 平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	83.82	88.51	100.11	112.43	163.31	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△1.39	4.69	11.60	14.65	53.81	61.35
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	2.33 (—)	2.93 (—)	16.13 (—)	15 (15)

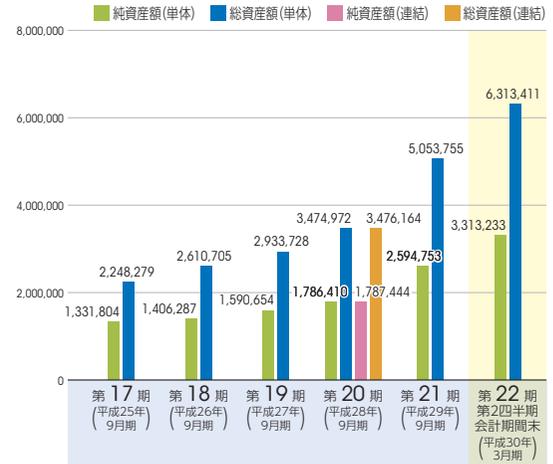
## 売上高

(単位:千円)



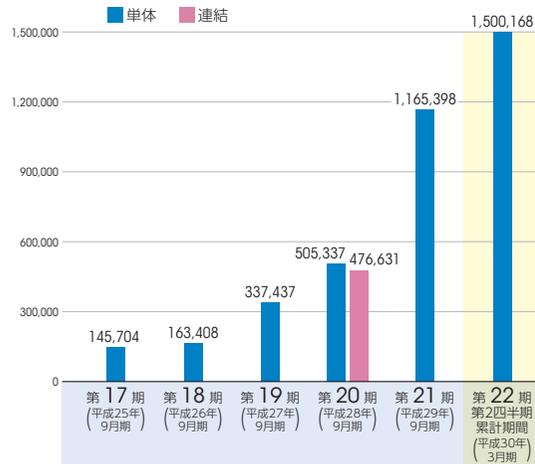
## 純資産額/総資産額

(単位:千円)



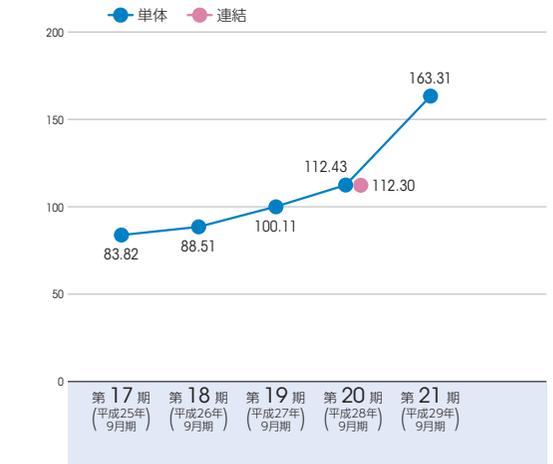
## 経常利益

(単位:千円)



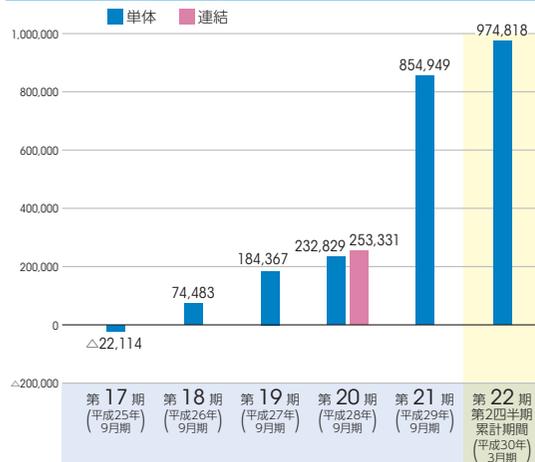
## 1株当たり純資産額

(単位:円)



## 親会社株主に帰属する当期純利益/当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



## 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位:円)



- (注) 1. 当社は、第20期において連結財務諸表を作成しております。第21期は、連結子会社でありましたSPRIX Hong Kong Limited.を平成29年6月30日に株式譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので連結財務諸表を作成していません。  
 2. 平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますので、上記1株当たり指標は、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。

# 目次

頁

## 表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	20
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	25
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	48
5. 役員の状況	49
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	51

第5	経理の状況	57
1.	連結財務諸表等	58
(1)	連結財務諸表	58
(2)	その他	79
2.	財務諸表等	80
(1)	財務諸表	80
(2)	主な資産及び負債の内容	114
(3)	その他	116
第6	提出会社の株式事務の概要	117
第7	提出会社の参考情報	118
1.	提出会社の親会社等の情報	118
2.	その他の参考情報	118
第四部	株式公開情報	119
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	119
第2	第三者割当等の概況	120
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	120
2.	取得者の概況	122
3.	取得者の株式等の移動状況	124
第3	株主の状況	125
	[監査報告書]	129

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 5月24日
【会社名】	株式会社スプリックス
【英訳名】	SPRIX, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平石 明
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通二丁目3番地2 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
【電話番号】	(03) 5927-1695
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 早川 明宏
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 764,362,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 11,160,946,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,808,964,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	412,500（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 平成30年5月24日開催の取締役会決議によっております。
  - 発行数については、平成30年6月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
  - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
  - 上記とは別に、平成30年5月24日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式829,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2【募集の方法】

平成30年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	412,500	764,362,500	422,647,500
計（総発行株式）	412,500	764,362,500	422,647,500

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,180円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は899,250,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年6月21日(木) 至 平成30年6月26日(火)	未定 (注) 4	平成30年6月28日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年6月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年6月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年5月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年6月29日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年6月12日から平成30年6月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

##### ② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大宮駅前支店	埼玉県さいたま市大宮区仲町2丁目9

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	412,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	412,500	—

(注) 1. 引受株式数については、平成30年6月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月19日)に元引受契約を締結する予定であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
845,295,000	7,000,000	838,295,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (2,180円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額838,295千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,700,426千円と合わせて、270,000千円を敷金及び保証金を含む設備資金、2,268,721千円を運転資金として、以下のとおり充当予定であります。

#### ①設備資金

「森塾」の新教室開校に係る資金として270,000千円 (平成31年9月期に90,000千円、平成32年9月期に180,000千円) を充当予定であります。

#### ②運転資金

「森塾」のブランド認知の促進を目的とした広告宣伝費として528,721千円 (平成30年9月期に150,000千円、平成31年9月期に378,721千円)、「森塾」を運営するスタッフの採用費及び人件費として764,000千円 (平成30年9月期に88,000千円、平成31年9月期に260,000千円、平成32年9月期に416,000千円)、個別指導用テキスト「フォレスト」制作に係る外注費として800,000千円 (平成31年9月期に300,000千円、平成32年9月期に500,000千円)、教育関連コンテンツの開発に係る研究開発費として176,000千円 (平成30年9月期に19,000千円、平成31年9月期に78,000千円、平成32年9月期に79,000千円) を充当予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	5,119,700	11,160,946,000	埼玉県さいたま市大宮区 平石 明 5,119,700株
計(総売出株式)	—	5,119,700	11,160,946,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,180円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 6月21日(木) 至 平成30年 6月26日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本支 店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社  東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社  東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券  大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社  大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。  
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年6月19日）に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	829,800	1,808,964,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 829,800株
計(総売出株式)	—	829,800	1,808,964,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月24日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式829,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,180円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

#### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

##### (1) 【入札方式】

###### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

###### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

##### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 6月21日(木) 至 平成30年 6月26日(火)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である平石明（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式829,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 829,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成30年7月30日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年6月8日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年6月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年6月29日から平成30年7月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である平石明並びに当社株主である有限会社フラットストーン、常石博之及び株式会社三菱UFJ銀行は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期
決算年月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	7,190,966	—
経常利益 (千円)	476,631	—
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	253,331	—
包括利益 (千円)	229,845	—
純資産額 (千円)	1,787,444	—
総資産額 (千円)	3,476,164	—
1株当たり純資産額 (円)	112.30	—
1株当たり当期純利益金額 (円)	15.94	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	51.33	—
自己資本利益率 (%)	15.05	—
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	492,541	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△430,765	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△29,170	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,283,161	—
従業員数 (人)	289	—
(外、平均臨時雇用者数)	(474)	(—)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、第20期において連結財務諸表を作成しております。第21期は、連結子会社でありましたSPRIX Hong Kong Limited. を平成29年6月30日に株式譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなりましたので連結財務諸表を作成しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第20期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
6. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(非常勤講師及びパートタイマー)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
7. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月
売上高 (千円)	4,375,708	4,902,191	5,832,267	7,035,473	8,504,920
経常利益 (千円)	145,704	163,408	337,437	505,337	1,165,398
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△22,114	74,483	184,367	232,829	854,949
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	13,258	13,258	13,258	13,258	13,258
発行済株式総数 (株)	105,925	105,925	105,925	105,925	105,925
純資産額 (千円)	1,331,804	1,406,287	1,590,654	1,786,410	2,594,753
総資産額 (千円)	2,248,279	2,610,705	2,933,728	3,474,972	5,053,755
1株当たり純資産額 (円)	12,573.08	13,276.25	15,016.80	112.43	163.31
1株当たり配当額 (円)	—	—	350	440	2,420
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△208.77	703.17	1,740.55	14.65	53.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.24	53.87	54.22	51.41	51.34
自己資本利益率 (%)	—	5.44	12.30	13.79	39.03
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	20.11	20.02	29.98
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	1,340,595
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△320,403
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△47,356
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	2,207,901
従業員数 (人)	216	245	290	289	340
(外、平均臨時雇用者数)	(255)	(286)	(367)	(474)	(596)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は15,888,750株となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第17期は、1株当たり当期純損失金額であり、また、新株予約権の残高が存在しないため、第18期は、新株予約権の残高が存在しないため記載しておりません。また、第19期、第20期及び第21期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

5. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第17期、第18期及び第19期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第20期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」

(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

8. 第17期は、教育IT事業の中高生限定SNS「ゴルスタ」に係る研究開発費を532,213千円、広告宣伝費等を144千円計上した結果、経常利益は145,704千円となりました。また、特別損失として関係会社貸倒引当金繰入額を計上した結果、当期純損失となりました。
9. 第17期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
10. 第18期は、中高生限定SNS「ゴルスタ」に係る研究開発費を619,755千円、広告宣伝費等を12,274千円計上した結果、経常利益は163,408千円となりました。
11. 第19期は、中高生限定SNS「ゴルスタ」に係る研究開発費を372,620千円、「ゴルスタ」サービスリリースに伴う広告宣伝費等を486,253千円計上した結果、経常利益は337,437千円となりました。
12. 第20期は、中高生限定SNS「ゴルスタ」に係る研究開発費を402,306千円、「ゴルスタ」サービス促進に係る広告宣伝費等を433,795千円計上した結果、経常利益は505,337千円となりました。
13. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(非常勤講師及びパートタイマー)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
14. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
15. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	83.82	88.51	100.11	112.43	163.31
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	△1.39	4.69	11.60	14.65	53.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	2.33 (—)	2.93 (—)	16.13 (—)

## 2【沿革】

当社は、教育サービスの提供を目的として平成9年1月に設立されました。当社設立以降の企業集団にかかる経緯は、次のとおりであります。

平成9年1月	株式会社スプリックスを設立
平成9年2月	新潟県長岡市で個別指導塾「森塾」長岡校を開校
平成15年3月	読書教育プログラム「グリムスクール」のサービスを開始
平成16年12月	学習教材「フォレスト」シリーズの販売を開始
平成18年3月	学習塾マネジメント用「フォレストデータベース」の販売を開始
平成18年10月	東京都豊島区で「東京カルチャーヴィレッジ」（現「東京ダンスヴィレッジ」）池袋校を開校
平成19年2月	神奈川県にて、株式会社湘南ゼミナールと「森塾」のフランチャイズ展開を開始、同社との初F C教室となる茅ヶ崎校及び平塚校を開校
平成19年6月	映像教材「楽しく学べるシリーズ」DVDの販売を開始
平成20年2月	求人サイト「塾講師JAPAN」のサービスを開始
平成22年10月	埼玉県さいたま市浦和区でインターネット教材を利用した「自立学習RED」浦和校を開校
平成23年8月	インターネットによる教育情報サービスの提供を目的として、株式会社エルスリーを設立
平成24年1月	中国事業を統括する持株会社として、SPRIX Hong Kong Limited. を設立
平成24年2月	中国語検定「HSK」シリーズの出版を開始
平成24年4月	中国教育事業に係るコンサルティングサービスの提供を目的として、沛雷投资管理咨询（上海）有限公司を設立
平成24年7月	中国において教育サービスの提供を行う上海森塾教育培訓有限公司を連結子会社化
平成24年10月	教育IT事業の開発（教育×IT領域におけるプラットフォーム構築プロジェクト）を開始
平成25年5月	東京都豊島区に本社機能を移転
平成26年7月	教育IT事業における主力サービスとして、中高生限定SNS「ゴルスタ」をリリース 「自立学習RED」のフランチャイズ展開を開始
平成26年8月	株式会社エルスリーを清算
平成28年8月	中国における事業展開をコンサルティングサービスに集約し、上海森塾教育培訓有限公司を非連結子会社化
平成28年9月	中高生限定SNS「ゴルスタ」サービスを終了
平成29年6月	中国事業からの撤退に伴いSPRIX Hong Kong Limited. の株式及び沛雷投资管理咨询（上海）有限公司の株式を譲渡

### 3【事業の内容】

当社は、教育サービス事業を行っております。また、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。

当社が提供する主なサービスは以下のとおりです。

#### (1) 学習塾サービス

##### ①「森塾」の運営及びフランチャイズ展開

当社の中核事業である「森塾」は、小・中・高校生を対象とした、先生1人に生徒2人までの個別指導型の学習塾であり、中学生（平成30年4月30日現在、「森塾」生徒数に占める中学生比率は約6割であります。）を対象として、定期テストで「1科目20点以上成績が上がることを保証する「成績保証制度」を導入しております。「森塾」では、直営教室の運営とフランチャイズ展開をしており、平成30年4月30日現在、直営88教室、FC34教室となっております。

直営教室では、授業の提供と教材の販売を行っております。フランチャイズサービスは、FCオーナーとのフランチャイズ契約に基づき、当社が所有する商標及びノウハウ等を提供し、これに係る対価（主にロイヤルティとして月間売上高の10%）を受領しております。なお、当初のフランチャイズ契約期間は、個々の契約により異なりますが、フランチャイズ契約期間が満了した後は、当該フランチャイズ契約を1年毎に更新することとなっております。

最近5期間の期末時点及び平成30年4月30日現在における「森塾」教室数の推移は以下のとおりであります。

区分	平成25年 9月期末	平成26年 9月期末	平成27年 9月期末	平成28年 9月期末	平成29年 9月期末	平成30年9月期 (平成30年4月30日現在)
直営（教室）	39	41	50	59	80	88 (注) 1
FC（教室）	22	23	26	27	30	34 (注) 2

(注) 1. 直営88教室の内訳は、東京都34教室、千葉県22教室、埼玉県28教室、新潟県4教室であります。

2. FC34教室の内訳は、東京都1教室、神奈川県30教室、茨城県3教室であります。FC34教室のうち、31教室は株式会社湘南ゼミナールが運営しております。

最近5期間の期末時点及び平成30年4月30日現在における「森塾」直営教室の生徒数推移は以下のとおりであります。

	平成25年 9月期末	平成26年 9月期末	平成27年 9月期末	平成28年 9月期末	平成29年 9月期末	平成30年9月期 (平成30年4月30日現在)
在籍生徒数 (人)	11,540	13,154	16,598	20,171	26,320	26,348

##### ②「自立学習RED」の運営及びフランチャイズ展開

「自立学習RED」は、小・中学生を対象とした学習塾で、教育ITを活用して生徒ひとりひとりの進度に合わせた学習プログラムを提供しており、直営教室の運営と、フランチャイズ展開をしております。平成30年4月30日現在、直営教室は4教室、フランチャイズ教室は44教室であり、北海道・東北エリア（宮城県）1教室、関東エリア（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県）23教室、中部エリア（新潟県、富山県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県）13教室、近畿エリア（大阪府、京都府、兵庫県）6教室、中国・四国エリア（鳥取県、広島県、愛媛県）3教室、九州・沖縄エリア（福岡県、大分県）2教室となっております。

直営教室では、授業の提供と教材の販売を行っております。フランチャイズサービスは、FCオーナーとのフランチャイズ契約に基づき、当社が所有する商標及びノウハウ等を提供し、これに係る対価（主にロイヤルティとして月間売上高の10%）を受領しております。なお、当初のフランチャイズ契約期間は、個々の契約により異なりますが、フランチャイズ契約期間が満了した後は、当該フランチャイズ契約を1年毎に更新することとなっております。

(2) 教育関連サービス

① 「フォレスト」シリーズの開発・販売等

「フォレスト」シリーズは、当社が開発・販売等をする学習塾用教材の総称です。シリーズ中の主なものは、小中高生向けの個別指導用テキスト「フォレスト」であります。「フォレスト」テキストは科目別・学年別にラインナップされており、「森塾」での使用のみならず、個別指導塾を中心とした各地の教育関連企業で採用されております。「フォレスト」テキストは、「森塾」の現場から生まれたテキストであり、「生徒が分かりやすい」だけでなく、個別指導型授業を進める際に「先生が教えやすい」という2つの視点から制作されているという点を特徴としております。

その他、「フォレスト」シリーズのラインナップとしましては、中学生向けのネットで学ぶ映像教材「楽しく学べるシリーズ」、個別指導塾運営に係る特有の煩雑な事務の軽減・生徒情報や成績情報等のデータの分析・経営をバックアップするシステム「フォレストデータベース」があります。

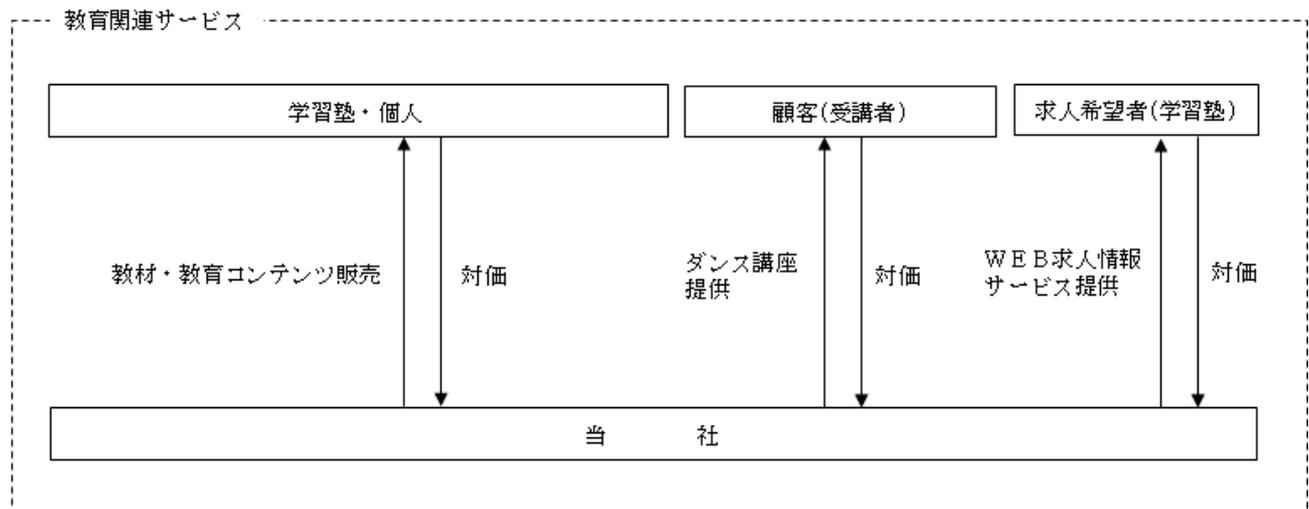
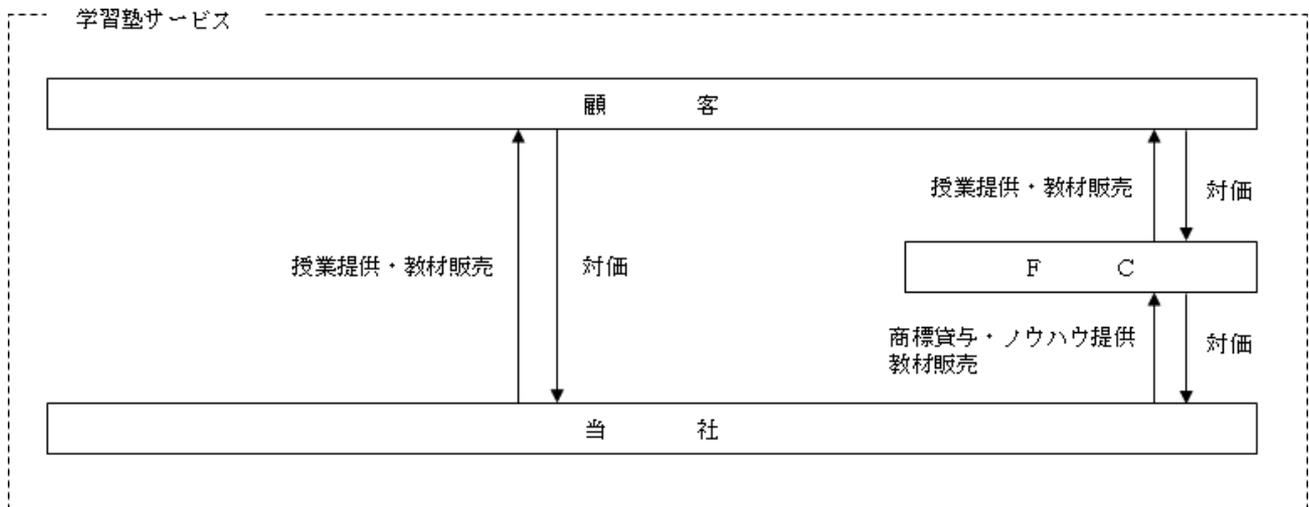
② 「東京ダンスヴィレッジ」の運営

社会人を対象としたダンススクール「東京ダンスヴィレッジ」の運営を東京都豊島区（1拠点）にて行っております。提供しているダンスのジャンルは、HIPHOPダンス、フラダンス、タヒチアンダンス、ベリーダンス、バレエ、パーレスクダンス、チアダンス、ジャズダンス、フラメンコ等多岐にわたり、ダンスの経験に応じたクラス編成を行っております。

③ その他

学習塾スタッフ・講師を対象とした成功報酬型求人サイト「塾講師 JAPAN」の運営、小学生向け読書教育プログラム「グリムスクール」の運営、中国語検定「HSK」に関連する書籍・アプリの販売等を行っております。

[事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、連結子会社でありましたSPRIX Hong Kong Limited. を平成29年6月30日付で株式譲渡しており、同社の連結子会社である沛雷投资管理咨询（上海）有限公司とともに連結の範囲から除外されました。このため、平成29年9月期末時点において、当社の関係会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
387（791）	29.7	3.6	4,750,797

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者数（非常勤講師及びパートタイマー）の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数が最近1年間で36名増加しましたのは、主として学習塾サービスの業容拡大に伴う採用によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな持ち直しが継続しております。海外経済においても緩やかな回復基調にはありますが、米国の政策運営や欧州の政治情勢の不安定さ、地政学リスクの高まり等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する教育サービス業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が続くなかで、社会制度の再構築が徐々に進められており、学校教育、保育・民間教育、各種学校等の業界団体・企業を中心にさまざまな対応策を講じるが必要になってきております。また、社会生活全般のIT化が進むなかで、教育サービス業界におきましても、サービス形態の変化によって異業種からの参入が加速しており、企業間の競争が活発になるとともに、グローバル化も進んでおります。

当社は、このような状況のもと、中核事業であります「森塾」（個別指導塾）を直営教室として新たに21教室開校し、首都圏における認知度向上、規模の拡大を図るとともに、生徒の成績向上にまい進いたしました。以上の結果、当事業年度末における「森塾」直営教室の在籍生徒数は26,320人（前期末比6,149人増加）となり、売上高は順調に伸ばいたしました。また、教育コンテンツ（学習塾用教材等）の開発、販売にも注力してまいりました。

費用面につきましては、教育IT事業「ゴルスタ」サービスの終了に伴い、前事業年度と比較して研究開発費が減少いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高8,504,920千円（前期比20.9%増）、営業利益1,164,342千円（前期比130.3%増）、経常利益1,165,398千円（前期比130.6%増）、当期純利益854,949千円（前期比267.2%増）となりました。

なお、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第22期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、政府の経済政策や金融緩和策等を背景に企業収益及び雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、緩やかに回復しているものと見られます。

当社の属する教育サービス業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が続くなかで、社会制度の再構築が徐々に進められており、学校教育、保育・民間教育、各種学校等の業界団体・企業を中心にさまざまな対応策を講じるが必要になってきております。また、社会生活全般のIT化が進むなかで、教育サービス業界におきましても、サービス形態の変化によって異業種からの参入が加速しており、企業間の競争が活発になるとともに、グローバル化も進んでおります。

当社は、このような状況のもと、中核事業であります「森塾」（個別指導塾）を平成30年3月に直営教室として新たに8教室開校し、首都圏における認知度向上、規模の拡大を図るとともに、生徒の成績向上にまい進いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高5,225,090千円、営業利益1,504,386千円、経常利益1,500,168千円、四半期純利益974,818千円となりました。

なお、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フロー

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておらず、従って前年同期比較の記載は行っておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より972,835千円増加し、残高は2,207,901千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,340,595千円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益1,112,177千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは320,403千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出207,105千円及び敷金及び保証金の差入による支出87,803千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは47,356千円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額46,607千円によるものであります。

第22期第2四半期累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より883,301千円増加し、3,091,203千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,224,625千円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益1,500,168千円及び法人税等の支払額283,526千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは80,326千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出53,786千円及び無形固定資産の取得による支出16,974千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは260,997千円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額256,338千円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

第21期事業年度及び第22期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	第21期事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)		第22期第2四半期累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
学習塾サービス	6,942,372	126.8	4,326,659
教育関連サービス	1,562,548	100.0	898,431
合計	8,504,920	120.9	5,225,090

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 教育関連サービスには、製品売上が含まれております。

3. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

『「教育」を通して、世界中の人に「人生の新たなステージ（春）」を届けること』を企業ミッションとして、教育サービス事業を行っております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益性と資本効率を重視してまいります。その指標として、売上高経常利益率とROE（自己資本当期純利益率）を重要な経営指標と位置づけ、経営課題に取り組んでまいります。

#### (3) 経営環境

当社を取り巻く環境は、大きく急激に変化しております。国内では、少子化による学齢人口の減少は続くものの、大学への進学率は過去最高を記録し、家計における教育関連支出の水準も高止まりする等、教育への期待はさらに高まっております。教育におけるIT化やグローバル化への対応が社会の関心を広く集め、政府も教育制度の見直しに強い意欲を見せる等、新たな時代を感じる動きも見られます。

また、世界全体で見ると、経済成長と比例するように教育市場も成長しております。これは、人口の増加に加え、就学率の大幅な上昇が大きな要因となっております。中でも、新興諸国での中間層の拡大に伴う学力向上へのニーズや、急速なテクノロジーの変化に応じたスキルを持つ人材へのニーズの高まりが背景にあります。

このような状況のもと、当社は、企業ミッション達成のために、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

##### ①生徒の成績の向上

当社の学習塾サービスにおきましては、生徒の学校での成績の向上を追求しております。そのために、テスト結果や教材内容の分析、また、講師による指導効果の分析を継続的に行い、その分析結果に基づき指導オペレーションや教材の改善及びシステム化を進め、指導力の向上を図っております。また、成績の向上に係る目標の達成度合を、スタッフの人事評価における構成要素の一つとしております。

当社は、今後も指導力の向上を推進し、一人でも多くの生徒の学校での成績の向上に貢献できるよう努めてまいります。

##### ②サービスの認知度の向上とブランドの確立

当社では、当社が提供するそれぞれのサービスのターゲット層にアプローチする上で、最適な手法かつ適切なコストでの施策に絞り、販売促進・広告宣伝を効率的に行ってまいりました。また、口コミ・友人紹介等の外部コストの掛からない販売促進・広告宣伝の施策を、当社の一部のサービスの認知度の向上・顧客の獲得に大いに役立ててまいりました。

しかしながら、既存事業のさらなる拡大及び競合企業との差別化、そして新規事業の認知度の向上及び顧客の獲得を図るに際して、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。またWEB・モバイルインターネットを中心に、販売促進・広告宣伝の手法も目覚ましく進化を遂げております。今後は、費用対効果も慎重に検討の上、販売促進・広告宣伝活動を強化してまいります。

##### ③エリアマーケティング・地域展開

当社では、自らリアルな場を設けて教育サービスを提供する事業も営んでおります。その地域展開や具体的な出店・開校の際は、エリア・商圈の環境・経済の動向、市場・競合の状況、現在の自社の他教室との位置関係、潜在顧客数、講師採用見込み、候補物件の状況、収支の予測等、様々な要素を総合的に勘案し、決定しております。

今後も事業の拡大・成長を図るため、新たな地域への展開、新規の出店・開校は重要な戦略の一つと考えております。当社の人員・管理体制等のリソースを勘案しながら、出店・開校のペースを加速化してまいります。また、新興諸国を中心とした中間層の教育ニーズの高まりを見越して、新たな地域・国への進出を視野に、市場調査を進めてまいります。

#### ④教育コンテンツの品質向上

当社では、様々な領域でのオリジナルの教育コンテンツを企画・開発・制作・販売しております。既に販売・提供を開始している教育コンテンツについても、ユーザーのニーズや目的に応じて、また教育現場の声を反映して、常により良いコンテンツとなるよう、ノウハウの蓄積と科学的分析に基づく日々の改善活動を推進しております。今後も、社会の変化や顧客・教育現場のニーズを的確に捉え、教育サービスを通して、より多くの人の人生に貢献できるよう、教育コンテンツの品質向上に取り組んでまいります。

#### ⑤研究開発活動

当社では、市場の変化やユーザーのニーズに迅速に対応し、また競争力の確保・競合企業との差別化が可能な、より魅力ある収益性の高い教育コンテンツを提供するために、継続的な研究開発活動を行っております。今後も新たな業態・サービスや、情報通信技術をはじめとする各種の新技术を採り入れた高品質・高付加価値・低コストな教育コンテンツの研究開発に取り組んでまいります。

#### ⑥人材の確保と育成・開発

当社では人材について、社内リソースと事業計画・今後の展開を勘案し、計画的に人材を確保してまいりました。また、継続的な人材の確保とともに、当社の企業ミッション・ヴィジョン・ACTIONライン（行動指針）を理解し、実行していくことのできる人材の育成・スキルの開発が重要と考えております。今後も、当社のスピード感のある展開・成長に対応し、さらには牽引することのできる人材の確保と育成・開発に取り組んでまいります。

#### ⑦経営体制のさらなる強化

当社では、これまで会社の成長ステージに応じた経営体制を構築してまいりました。今後も継続的に事業の拡大・成長を実現し、あらゆるステークホルダーの期待にお応えできるよう、経営体制のさらなる強化が必要と認識しております。

当社は、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、法令遵守の徹底はもとより、一層の内部管理体制の充実・強化に努めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社のリスク要因について投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

##### ①少子化リスク、当社の出店計画について

当社の教育サービス事業における現時点でのメインターゲットである日本国内の小学生、中学生、高校生の数（以下、小学生、中学生、高校生を「生徒」といい、その数を「生徒数」という。）は、いわゆる「少子化」の進行により漸減しており、今後もこの傾向は続くものと予想されております。

当社は、今後も積極的な出店と、展開エリアの拡張により事業規模の拡大に努める方針ではありますが、生徒数の減少や出店が計画通り進捗しなかった場合、展開エリアの拡張が計画通り進捗しなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ②フランチャイズ契約について

当社は、個別指導塾「森塾」及び自立学習型の学習塾「自立学習RED」をFC展開しております。FC加盟者とFC契約を締結し、加盟者に対し継続的な教室運営指導等を行っておりますが、当社の指導の及ばない範囲で加盟者の契約違反等が発生した場合、当社の業績及びブランドイメージに影響を与える可能性があります。

##### ③ブランド価値の低下について

当社は中核事業であります「森塾」のブランド価値の向上に努めていますが、顧客が満足する教育サービスを提供できない場合、風評や不測の事態によるブランド価値の低下が発生した場合には、生徒数が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ④競合、新規参入について

当社は、生徒の学校での成績の向上を追求し、定量的な分析結果に基づく指導オペレーションや教材の改善及びシステム化を進め、指導力の向上を図っており、当社の提供する教育サービスの高品質化と高付加価値化に努めております。

当社は、今後も競争力の維持・拡大に尽力してまいります。当社の営む教育サービス事業は参入障壁が低く、多数の既存事業者により競争が激化しており、数多くの新規参入事業者も出現しております。

そのため、競合他社の状況及び動向によっては競争力を維持することができず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ⑤教育制度について

入試制度の変更、学習指導要領の改訂等、行政による教育制度の変更が度々行われております。

そのような環境の下、当社では、教育制度の変化の方向性や、それに伴う顧客ニーズの動向と変化に関する調査及び情報収集を実施し、個別指導用テキストの改訂、顧客ニーズに対応した教育サービスへの改善、より顧客ニーズに合致した新しい教育サービスの開発・提供に努めてまいります。

しかしながら、当社が教育制度の変化の方向性や、顧客ニーズの動向を掴み切れない場合、当社の改善・開発等の対応を上回る想定以上の規模で教育制度や顧客ニーズが変化した場合等は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ⑥新規事業について

当社では、今後も持続的な成長を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針ですが、新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想されます。このため、当社全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の経営環境の変化等により、新規事業が当社の想定どおりに進行せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ⑦災害の発生について

当社の本社及び主要な事業所は、日本国内の首都圏及び新潟県にあります。当該地域において、地震等の、予測の範囲を超える災害の発生により、被災地域における事業活動の停止や事業運営への重大な支障が生じた場合等は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑧個人情報の保護について

当社は、顧客の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・成績等の個人情報、その他業務上必要となる各種情報に接する機会があります。このため、「個人情報取扱規程」「情報システム管理規程」等の関連規程の整備・運用、従業員への教育により、全社的に個人情報の保護、漏洩防止に取り組んでおりますが、個人情報当社関係者等の故意又は過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があり、当社の信頼性が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑨システムトラブルについて

当社はシステムトラブルの発生可能性を低減させるために、システム強化やセキュリティ対策を講じております。しかしながら、大規模な自然災害や事故（人為的な要因含む）等の発生により、当社システムに重大な被害が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑩知的財産権について

当社では、第三者の知的財産権等を侵害しないよう可能な範囲で対応を行っております。しかしながら、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。万一当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は必要に応じて商標権等の知的財産権の申請を行っておりますが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要する等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑪人材の確保及び育成について

当社においては人材が重要な経営資源であり、当社の中長期的な成長のためには、採用計画に沿った人材の確保が不可欠な要素となっております。また様々な教育・研修制度や各種インセンティブ制度を用意し、それらの人材の入社後においても、人材の動機付けと、徹底的な教育・育成を行っております。

しかしながら、今後の経営環境の急激な変化等により、人材の確保や育成が計画通りに進まない場合や、予測の範囲を超える多数の退職者が同時期に発生した場合等は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑫業績の季節変動について

学習塾サービスにおいては、夏期、冬期、春期の講習実施時期に、他の月と比較して売上高が増加する傾向にあります。また、教育関連サービスのテキスト販売においては、新学期開始前の3月前後に売上高が集中する傾向にあります。

したがって、上記の時期の講習売上やテキスト販売売上の増減に応じて、当社の各四半期会計期間の業績に大きな影響を与える可能性があります。

#### ⑬資金使途について

当社は、今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、「森塾」の新教室開校に係る設備資金、「森塾」のブランド認知の促進を目的とした広告宣伝費、「森塾」を運営するスタッフの採用費及び人件費、教育関連サービスの個別指導用テキスト「フォレスト」制作に係る外注費、教育関連コンテンツの開発に係る研究開発費等に充当する計画であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに充当した場合でも、当社の想定通りの投資効果が得られない可能性があります。

#### ⑭新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は994,200株であり、発行済株式総数15,888,750株の6.3%に相当します。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、市場の変化やユーザーのニーズに迅速に対応し、常に新しい教育サービスを提供するために、研究開発活動を行っております。

当事業年度の主な研究開発活動は、タブレットを利用した新規学習教材の開発及びインターネットを利用した学校教職員向けの支援サービスの開発であり、研究開発費の総額は179,008千円となりました。

なお、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第22期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は、50,287千円となりました。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

#### （資産）

当事業年度末における総資産は、5,053,755千円（前事業年度末3,474,972千円）となり、1,578,782千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加972,835千円、未収入金の増加303,481千円及び有形固定資産の増加207,806千円によるものであります。

#### （負債）

当事業年度末における負債は、2,459,001千円（前事業年度末1,688,562千円）となり、770,439千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加278,539千円及び前受金の増加222,558千円によるものであります。

#### （純資産）

当事業年度末における純資産は、2,594,753千円（前事業年度末1,786,410千円）となり、808,342千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加808,342千円によるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

#### （資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は、6,313,411千円（前事業年度末5,053,755千円）となり、1,259,656千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加883,301千円及び売掛金の増加234,377千円によるものであります。

#### （負債）

当第2四半期会計期間末における負債は、3,000,178千円（前事業年度末2,459,001千円）となり、541,176千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加326,871千円及び未払金の増加205,654千円によるものであります。

#### （純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、3,313,233千円（前事業年度末2,594,753千円）となり、718,480千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加718,480千円によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

#### （売上高）

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ1,469,446千円増加し、8,504,920千円（前年同期比20.9%増）となりました。これは主に、「森塾」の新規開校に伴う生徒数増加（前期末比6,149人増加）によるものであります。

#### （売上原価、売上総利益）

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ1,060,100千円増加し、5,062,488千円となりました。これは主に、教室数及び生徒数増加に伴う塾講師の労務費の増加、新規開校に伴う消耗品費や家賃等の増加によるものであります。

この結果、売上総利益は3,446,227千円（同13.7%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ244,754千円減少し、2,281,884千円となりました。これは主に、教育IT事業「ゴルスタ」サービス終了に伴い、研究開発費が343,854千円減少したことによるものであります。

この結果、営業利益は1,164,342千円(同130.3%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ1,339千円増加し、1,937千円となりました。これは主に、受取補償金788千円、物品売却益551千円が発生したことによるものであります。また、営業外費用は、前事業年度に比べ122千円増加し、881千円となりました。これは主に、為替差損113千円が発生したことによるものであります。

この結果、経常利益は1,165,398千円(同130.6%増)となりました。

(特別損失及び当期純利益)

当事業年度における特別損失は、前事業年度に比べ50,855千円減少し、53,220千円となりました。これは主に、前事業年度に関係会社株式評価損96,443千円を計上したこと、及び当事業年度に中国事業からの撤退に伴い関係会社株式売却損43,075千円を計上したことの差額によるものであります。

この結果、当期純利益は854,949千円(同267.2%増)となりました。

第22期第2四半期累計期間(自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は、5,225,090千円となりました。これは主に、「森塾」直営教室の生徒数が堅調に推移したこと並びに冬期講習及び春期講習を実施したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は、2,782,902千円となりました。これは主に、人件費、校舎家賃及び製品売上原価によるものであります。なお、前事業年度においては「森塾」直営教室の21教室の開校及び4教室の移転を行ったことによる消耗品費が生じておりましたが、当第2四半期累計期間においては「森塾」直営教室の開校が8教室となり、また教室の移転がなかったことから、消耗品費が減少しております。

この結果、売上総利益は2,442,188千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、937,801千円となりました。これは主に、広告宣伝費及び人件費によるものであります。なお、広告宣伝費につきましては、当社売上計画やブランディング戦略に応じ実施した結果、445,697千円となりました。

この結果、営業利益は1,504,386千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当第2四半期累計期間における重要な営業外収益の発生はありません。

当第2四半期累計期間における営業外費用は、4,677千円であります。これは主に、株式交付費4,287千円によるものであります。

この結果、経常利益は1,500,168千円となりました。

(特別損益及び四半期純利益)

当第2四半期累計期間における特別損益の発生はありません。

この結果、四半期純利益は974,818千円となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておらず、従って前年同期比較の記載は行っておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末より972,835千円増加し、残高は2,207,901千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,340,595千円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益1,112,177千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは320,403千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出207,105千円及び敷金及び保証金の差入による支出87,803千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは47,356千円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額46,607千円によるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末より883,301千円増加し、3,091,203千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは1,224,625千円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益1,500,168千円及び法人税等の支払額283,526千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは80,326千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出53,786千円及び無形固定資産の取得による支出16,974千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは260,997千円の支出となりました。これは主に、配当金の支払額256,338千円によるものであります。

#### (5) 経営戦略の現状と見通し

当社の中核事業である「森塾」を引き続き積極的に開校し、また、そのための人材の計画的な採用と育成を行い、一人でも多くの生徒の学校での成績の向上に貢献できるよう努め、収益の拡大を目指してまいります。

その他の事業につきましては、販路の拡大に努めるとともに、「森塾」での指導オペレーションや教材の改善を通じて得たノウハウを活用する等、サービス間のシナジー最大化を図りながら各種コンテンツの改善と新規開発を進めることで、収益の維持及び中長期的な拡大を目指してまいります。

#### (6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて適時に人材拡充を進めると同時に、組織体制を継続的に強化していくことが重要であると認識しております。このため、必要な人材を適時に採用すると同時に、将来の成長に対応した採用及び教育研修制度の拡充、規模拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第21期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度の設備投資（無形固定資産及び長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。）の総額は333,926千円となりました。その主なものは、「森塾」の新規開校及び移転に伴う内装工事への設備投資であります。

なお、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第2四半期累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期累計期間の設備投資（無形固定資産及び長期前払費用を含めております。金額には消費税等は含めておりません。）の総額は96,798千円となりました。その主なものは、「森塾」の新規開校に伴う内装工事への設備投資であります。

なお、当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
		建物	構築物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	無形固定 資産	長期前払 費用	合計	
本社 (東京都豊島区)	事務所等	1,639	—	0	12,028	87,977	352	101,997	86 (21)
東京ダンスヴィレッジ (東京都豊島区)	教室及び 附属設備	31,034	—	—	200	4,230	—	35,465	16 (8)
新潟県 4教室 森塾長岡校 (新潟県長岡市) 他	教室及び 附属設備	58,476	—	—	2,119	—	—	60,595	22 (60)
埼玉県 25教室 森塾大宮西口校 (埼玉県さいたま市大宮区) 他	教室及び 附属設備	174,178	158	—	9,472	—	4,945	188,755	65 (162)
千葉県 21教室 森塾柏校 (千葉県柏市) 他	教室及び 附属設備	147,068	—	—	11,749	—	3,544	162,363	58 (145)
東京都 30教室 森塾綾瀬校 (東京都足立区) 他	教室及び 附属設備	225,603	262	—	20,370	—	3,656	249,892	81 (200)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数は就業人員数であります。なお、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数(非常勤講師及びパートタイマー)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. リース契約による主な賃借設備は各教室の什器備品であり、年間リース料は89,956千円であります。

4. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は571,791千円であります。

5. 当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。

6. 現在休止中の主要な設備はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年4月30日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。  
 なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
森塾 9教室	(注) 3	教室及び附属 設備 (注) 5	90,000	—	増資資金	平成31年2月	平成31年3月	(注) 6
森塾 18教室	(注) 4	教室及び附属 設備 (注) 5	180,000	—	増資資金	平成32年2月	平成32年3月	(注) 6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。  
 3. 今後、市場調査のうえ、平成30年12月までに決定する予定であります。  
 4. 今後、市場調査のうえ、平成31年12月までに決定する予定であります。  
 5. 1教室当たり4,000千円の敷金及び保証金を含んでおります。  
 6. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

(注) 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、定款の一部変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は59,600,000株増加し、60,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,888,750	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	15,888,750	—	—

(注) 1. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割が行われております。これにより、発行済株式総数は15,782,825株増加し、15,888,750株となっております。  
2. 平成30年3月12日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年3月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成27年8月24日臨時株主総会及び取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	3,097	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,097（注）1	464,550（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	13,664（注）2	92（注）（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 平成34年10月1日 至 平成37年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 13,664 資本組入額 6,832（注）3	発行価格 92 資本組入額 46（注）3、6
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「目的株式数」という。）は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

## 4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。

(2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。

(3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成34年10月1日以降	割当数の3分の1
平成35年10月1日以降	割当数の3分の2
平成36年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約

権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年8月24日臨時株主総会及び取締役会決議（第2回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	3,400	3,230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,400(注)1	484,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,664(注)2	92(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月1日 至 平成37年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,664 資本組入額 6,832(注)3	発行価格 92 資本組入額 46(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。

(2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。

(3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権(以下、「ベスティング済新株予約権」という。)に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成31年10月1日以降	割当数の2分の1
平成32年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	16	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16(注)1	2,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,664(注)2	92(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成31年10月1日 至 平成37年8月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,664 資本組入額 6,832(注)3	発行価格 92 資本組入額 46(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。
- (2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成31年10月1日以降	割当数の2分の1
平成32年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- #### 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- #### 6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	41	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41(注)1	6,150(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,400(注)2	170(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成35年10月1日 至 平成38年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,400 資本組入額 12,700(注)3	発行価格 170 資本組入額 85(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。
- (2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成35年10月1日以降	割当数の3分の1
平成36年10月1日以降	割当数の3分の2
平成37年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- #### 5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月12日臨時株主総会及び取締役会決議（第6回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	204	164
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204(注)1	24,600(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,400(注)2	170(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成32年10月1日 至 平成38年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,400 資本組入額 12,700(注)3	発行価格 170 資本組入額 85(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。

(2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。

(3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成32年10月1日以降	割当数の2分の1
平成33年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月12日臨時株主総会及び平成28年9月28日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	88	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88(注)1	12,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,400(注)2	170(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成32年10月1日 至平成38年9月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,400 資本組入額 12,700(注)3	発行価格 170 資本組入額 85(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「目的株式数」という。)は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は150株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点において新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。

当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。

(2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。

(3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権（以下、「ベスティング済新株予約権」という。）に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成32年10月1日以降	割当数の2分の1
平成33年10月1日以降	割当数の全部

新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」(1)により新株予約権を行使できなくなったとき、及び新株予約権者に相続が生じたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年3月1日 (注)	15,782,825	15,888,750	—	13,258	—	3,258

(注) 株式分割(1:150)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	3	5	—
所有株式数 (単元)	—	1,725	—	79,275	—	—	77,886	158,886	150
所有株式数の割 合(%)	—	1.09	—	49.89	—	—	49.02	100	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,888,600	158,886	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 150	—	—
発行済株式総数	15,888,750	—	—
総株主の議決権	—	158,886	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

①平成27年8月24日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第1回新株予約権）

決議年月日	平成27年8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者に変更はありません。

②平成27年8月24日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第2回新株予約権）

決議年月日	平成27年8月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 266
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者は当社従業員185名となっております。

③平成27年8月24日開催の臨時株主総会及び平成27年9月28日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与  
(第4回新株予約権)

決議年月日	平成27年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者に変更はありません。

④平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の付与(第5回新株予約権)

決議年月日	平成28年9月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者に変更はありません。

⑤平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第6回新株予約権）

決議年月日	平成28年9月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者は当社従業員21名となっております。

⑥平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び平成28年9月28日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与（第7回新株予約権）

決議年月日	平成28年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の区分及び人数は当該新株予約権取得時の区分及び人数に基づいております。本書提出日現在の付与対象者は当社従業員10名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。したがって、当社は、将来における安定的な企業成長と、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性の高い利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより、着実な株主還元を実現してまいります。

当該方針に基づき、第21期事業年度におきましては、業績等を総合的に判断した結果、期末配当を1株当たり2,420円といたしました。

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に規定しております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開と経営環境の変化に対応するための資金として有効に活用したいと考えております。

なお、基準日が第21期事業年度及び第22期事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年11月28日 取締役会決議 (注)	256,338	2,420
平成30年5月14日 取締役会決議	238,331	15.00

(注) 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。当該分割が第21期事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当金は16.13円であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	平石 明	昭和39年11月20日生	昭和61年4月 長岡第一ゼミ入社 平成4年4月 株式会社伸葉スクール入社 平成7年4月 株式会社NSGアカデミー入社 平成9年1月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成24年1月 SPRIX Hong Kong Limited. 董事 就任 平成24年4月 沛雷投资管理咨询(上海)有限 公司 董事就任	(注)2	6,494,250
取締役副社長	コンテンツ 事業本部長 兼教育基盤 事業部長	常石 博之	昭和46年4月23日生	平成6年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三 菱UFJ銀行)入行 平成16年3月 当社取締役就任 平成19年12月 当社取締役副社長就任(現任)	(注)2	1,293,750
取締役	個別指導事 業本部管掌	平井 利英	昭和49年12月9日生	平成10年4月 エームサービス株式会社入社 平成12年2月 当社入社 平成15年10月 当社管理部総務課長 平成20年12月 当社取締役就任(現任)	(注)2	—
取締役	管理部長	早川 明宏	昭和50年11月15日生	平成10年8月 中川会計事務所入所 平成13年5月 株式会社ドクターシーラボ入社 平成15年11月 イーサポートリンク株式会社入 社 平成18年8月 当社取締役就任 平成21年11月 スパイシーソフト株式会社入社 平成23年10月 デンタルサポート株式会社入社 平成25年6月 同社取締役管理本部長就任 平成27年10月 当社入社 平成27年12月 当社取締役管理部長就任(現 任)	(注)2	—
取締役 (常勤監査等委員)	—	五島 康一	昭和41年10月25日生	平成15年12月 株式会社ファーストエスコ(現株 式会社エフオン)入社 平成22年7月 株式会社スリー・ディー・マト リックス入社 平成25年7月 当社入社管理部マネージャー 平成26年12月 当社常勤監査役就任 平成27年8月 当社取締役監査等委員就任(現 任)	(注)3	—
取締役 (監査等委員)	—	蝦名 卓	昭和37年2月26日生	昭和59年4月 安田生命保険相互会社(現明治 安田生命保険相互会社)入社 昭和63年10月 中央新光監査法人入所 平成元年10月 監査法人加藤事務所(現SK東京 監査法人)入所 平成4年3月 公認会計士登録 平成7年7月 株式会社ジャフコ入社 平成12年5月 蝦名公認会計士事務所設立代表 就任(現任) 平成17年6月 株式会社エー・ディー・ワーク ス社外監査役就任 平成20年12月 当社監査役就任 平成27年8月 当社取締役監査等委員就任(現 任) 平成28年12月 日本リビング保証株式会社監査 役就任(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	大津 広一	昭和41年5月26日生	平成元年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行 平成7年7月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社入社 平成8年9月 株式会社グロービス入社 平成11年4月 アントレピア株式会社入社 平成16年4月 株式会社オオツ・インターナショナル設立 代表取締役社長就任（現任） 平成27年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授就任（現任） 平成27年8月 当社取締役監査等委員就任（現任）	(注) 3	—
計						7,788,000

- (注) 1. 取締役蝦名卓及び大津広一は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、平成29年12月21日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、平成28年12月26日開催の定時株主総会終結の時から、平成30年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成27年8月24日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
5. 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 五島康一 委員 蝦名卓 委員 大津広一

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大により企業ミッションを達成するために、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を経営上の重要課題と認識しております。当社は、この認識に基づき、株主をはじめとするすべてのステークホルダーへの適時適切な情報開示の実施、企業経営の透明性の確保及び効率性・健全性の向上、並びに変化の早い経営環境に対応した意思決定及び業務執行を実現すべく、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に努め、企業価値の最大化を図ってまいります。

#### ②企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用しております。これは、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としたものであります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本書提出日現在のものを記載しております。

##### (取締役会)

取締役会を経営上の最高意思決定機関として、法令・定款等に定められた事項及び経営方針・経営戦略・経営計画等の重要な意思決定を行い、またその決定に基づく業務執行を監督しております。

取締役会は取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）を除く。）4名と、監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催しております。

##### (監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員3名（常勤1名、社外取締役2名）で構成されており、独立した立場で取締役の職務執行を監査いたします。監査等委員会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時の委員会を開催いたします。

監査等委員は、監査等委員会が定めた方針に従い、監査等委員でない取締役等に必要な報告や調査を求めるほか、内部監査室、会計監査人等とも連携しながら経営に対する監査・監督を行います。

##### (内部監査室)

当社は、事業部門から独立した内部監査室を設置しており、内部監査責任者1名が、当社全体をカバーするよう「内部監査規程」に基づく業務監査を実施し、業務が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、監査対象部門に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

##### (指名・報酬委員会)

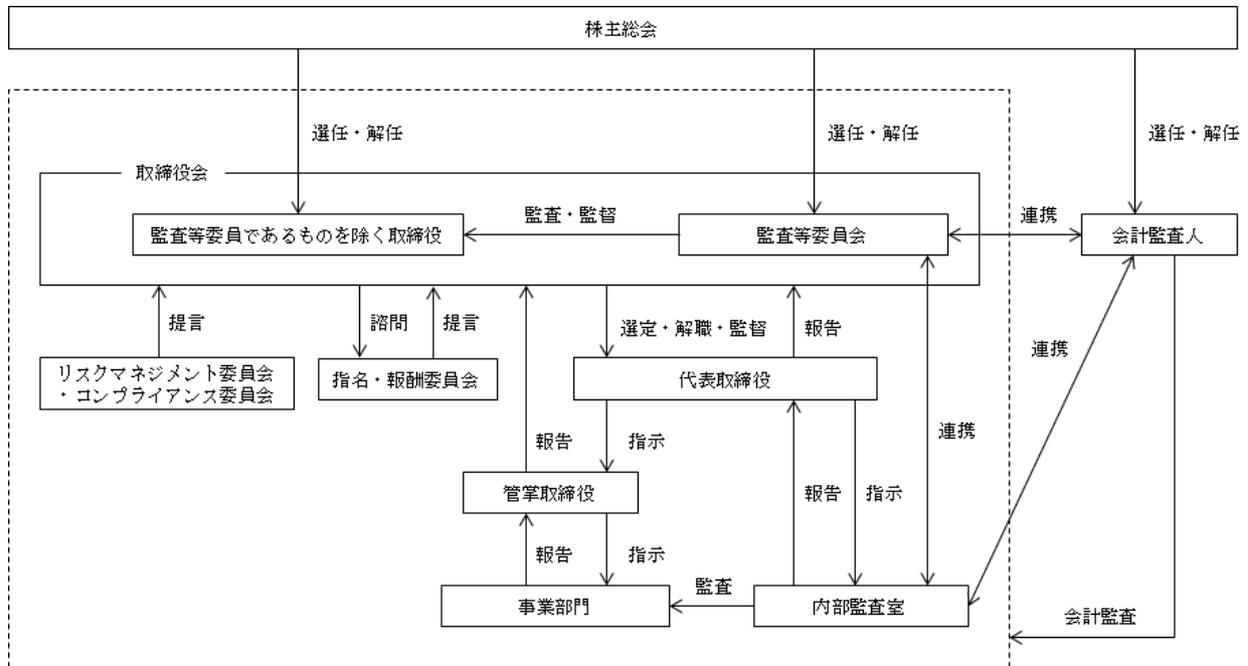
当社は、平成29年12月より取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする指名・報酬委員会を設置しております。メンバーは代表取締役社長と社外取締役2名の合計3名で、社外取締役が過半数となるよう構成されております。

取締役の指名及び取締役の報酬の決定について、委員会で事前に審議したうえで取締役会に提言することとしており、独立性と客観性の確保及び、意思決定プロセスの透明化を図っております。

##### (コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス体制の強化・充実を図るため、常勤役員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。定期的に委員会を開催し、コンプライアンスの遵守及び取組推進に向けた社内文化の醸成、コンプライアンス教育の方針策定、業務執行においてコンプライアンス上の疑義が生じた場合の、評価と対応方針を協議する役割を担っております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する体制は、以下のとおりであります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、社外取締役を含めた取締役会が業務執行の状況を監督するとともに、監査等委員が経営の意思決定に加わり経営監督機能を働かせることで、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓蒙に努める。
  - 2) 定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - 3) 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - 2) 取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
  - 2) リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
  - 2) 中期計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。
  - 3) 職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及びその他諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。
  - 2) 使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
  - 3) 内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。
7. 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
前号の取締役及び使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。
8. 前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号の取締役及び使用人に関して、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
  - 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
  - 3) 監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を随時閲覧・確認できる。
  - 4) 内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。
10. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。
11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。
  - 2) 監査等委員会は、代表取締役と四半期に1度の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。
  - 3) 監査等委員会は、内部監査人及び監査法人と四半期に1度の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。
  - 4) 監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムに関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

#### 14. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考えとする。
- 2) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
- 3) 反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

#### ・リスク管理体制の整備状況

当社は、リスクマネジメントを経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメントに関わる基本的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。さらに代表取締役社長を委員長とし、その他の常勤役員で構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、全社のリスクマネジメントに係る方針、施策、年度計画の策定及びリスクの管理状況の把握、個別リスクの回避措置に関する指導監督を行っております。

#### ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員3名（うち社外取締役2名）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ③内部監査及び監査等委員会監査の状況

##### イ. 内部監査の状況

当社は、内部監査責任者1名により内部監査を行っております。代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づき、業務の有効性・効率性等を確保することを目的として内部監査を実施し、監査結果は代表取締役に報告するとともに、改善すべき事項がある場合には被監査部門に対して指摘を行い、後日改善状況を確認することで、業務改善に役立てております。

##### ロ. 監査等委員会監査の状況

監査等委員は3名おり、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は原則として毎月1回開催しております。常勤監査等委員は、監査計画に基づき、取締役会等の重要会議に出席するほか、議事録・稟議書等の重要書類等の閲覧をすることにより、取締役の意思決定の過程や業務執行の状況につき監査を行っております。

##### ハ. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携として、内部監査室、常勤の監査等委員、会計監査人による定期的な会合を四半期毎に行い、業務上、内部統制上及び会計上の課題等につき情報を共有し、意見を交換しております。

また、内部監査室は、常勤の監査等委員に対しても適宜監査結果を報告することで、情報を共有し、相互に連携しております。

#### ④社外取締役

当社の社外取締役は監査等委員である蝦名卓、大津広一の2名であります。

社外取締役については、それぞれの分野での豊富な経験・高い見識を活かし、取締役会及びその業務執行に対する監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを期待しております。当社では、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。なお、社外取締役2名（蝦名卓、大津広一）は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしております。

蝦名卓は、公認会計士としての豊富な経験と会計及び監査に関する専門知識を有しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

大津広一は、経営アドバイザーとしての豊富な経験と会計に関する高い見識を有しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

⑤会計監査の状況

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

森田 亨 (有限責任 あずさ監査法人・指定有限責任社員 業務執行社員)

川村 英紀 (有限責任 あずさ監査法人・指定有限責任社員 業務執行社員)

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 3名

⑥取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は5名以内、監査等委員は3名以内とする旨定款に定めております。

⑦取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に規定しております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑪役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	98,018	96,732	—	—	1,286	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	10,367	9,200	—	—	1,167	1
社外取締役	4,800	4,800	—	—	—	2

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、平成27年8月24日開催の第19期臨時株主総会において、年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。

2. 監査等委員の報酬限度額は、平成27年8月24日開催の第19期臨時株主総会において、年額40,000千円と決議されております。

3. 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役（監査等委員を除く。）については取締役会の決議により決定し、監査等委員については監査等委員の協議にて決定しております。

⑫株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額500千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前連結会計年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,000	970	13,000	3,640
連結子会社	—	—	—	—
計	14,000	970	13,000	3,640

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の主な内容は、「内部統制評価に関するアドバイザリー業務」であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の主な内容は、「内部統制評価に関するアドバイザリー業務」であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容等を総合的に勘案し、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）及び当事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当事業年度において、当社の連結子会社であるSPRIX Hong Kong Limited.を株式譲渡したことにより、当事業年度末において連結子会社が存在しなくなりましたので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、年に数回、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

前連結会計年度 (平成28年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,283,161
売掛金	132,594
商品及び製品	139,503
仕掛品	33,469
繰延税金資産	22,183
未収入金	818,994
その他	82,784
貸倒引当金	△6,272
流動資産合計	2,506,419
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	448,375
その他（純額）	39,477
有形固定資産合計	※1 487,853
無形固定資産	115,273
投資その他の資産	
繰延税金資産	55,674
敷金及び保証金	297,926
その他	13,134
貸倒引当金	△117
投資その他の資産合計	366,618
固定資産合計	969,744
資産合計	3,476,164

(単位：千円)

前連結会計年度  
(平成28年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	42,944
未払金	407,902
未払法人税等	4,982
前受金	767,001
賞与引当金	16,500
成績保証引当金	3,926
返品調整引当金	19,523
その他	162,472
流動負債合計	1,425,253
固定負債	
役員退職慰労引当金	68,571
退職給付に係る負債	34,681
資産除去債務	160,214
固定負債合計	263,466
負債合計	1,688,719
純資産の部	
株主資本	
資本金	13,258
資本剰余金	15,224
利益剰余金	1,790,009
株主資本合計	1,818,492
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△34,203
その他の包括利益累計額合計	△34,203
非支配株主持分	3,155
純資産合計	1,787,444
負債純資産合計	3,476,164

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	7,190,966
売上原価	※1 4,156,024
売上総利益	3,034,942
販売費及び一般管理費	※2, ※3 2,559,980
営業利益	474,962
営業外収益	
受取利息	436
為替差益	1,388
その他	604
営業外収益合計	2,428
営業外費用	
支払手数料	752
その他	7
営業外費用合計	759
経常利益	476,631
特別損失	
減損損失	296
関係会社整理損	※4 48,682
固定資産除却損	※5 7,335
特別損失合計	56,315
税金等調整前当期純利益	420,316
法人税、住民税及び事業税	51,211
法人税等調整額	117,221
法人税等合計	168,432
当期純利益	251,884
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1,447
親会社株主に帰属する当期純利益	253,331

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益	251,884
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△22,038
その他の包括利益合計	※ △22,038
包括利益	229,845
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	232,492
非支配株主に係る包括利益	△2,646

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益 累計額	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定		
当期首残高	13,258	8,679	1,573,751	1,595,689	△13,652	3,429	1,585,466
当期変動額							
剰余金の配当			△37,073	△37,073			△37,073
親会社株主に帰属する 当期純利益			253,331	253,331			253,331
連結子会社の増資による 持分の増減		6,545		6,545			6,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△20,551	△273	△20,825
当期変動額合計	—	6,545	216,257	222,803	△20,551	△273	201,977
当期末残高	13,258	15,224	1,790,009	1,818,492	△34,203	3,155	1,787,444

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	420,316
減価償却費	104,514
減損損失	296
関係会社整理損	48,682
固定資産除却損	7,335
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	654
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,991
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	7,705
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,941
受取利息	△436
売上債権の増減額 (△は増加)	△183,140
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△16,314
その他の資産の増減額 (△は増加)	△46,704
仕入債務の増減額 (△は減少)	111,488
前受金の増減額 (△は減少)	148,482
その他の負債の増減額 (△は減少)	△17,189
その他	752
小計	600,375
利息の受取額	436
法人税等の支払額	△108,269
営業活動によるキャッシュ・フロー	492,541
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△161,400
無形固定資産の取得による支出	△106,986
敷金及び保証金の差入による支出	△101,984
関係会社連結除外による支出	※2 △72,234
その他	11,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	△430,765
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	△37,073
非支配株主に対する株式の発行による収入	9,205
その他	△1,302
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,170
現金及び現金同等物に係る換算差額	△9,968
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,637
現金及び現金同等物の期首残高	1,260,524
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,283,161

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

SPRIX Hong Kong Limited.

沛雷投资管理咨询(上海)有限公司

上海森塾教育培訓有限公司について、従来当社グループは議決権を保有していなかったものの、契約により実質的に全ての議決権を保有していたこと、同社の利益を独占的に当社グループへ取り込む仕組みを構築していたこと、同社株式についての優先的購入権を当社グループが保有していたことから、当社グループに実質的な支配権が帰属するとみなし、連結の範囲に含めておりました。当該契約の解消に伴って実質的な支配権が帰属しているとは認められなくなったため、平成28年8月31日をもって連結の範囲から除外しております。なお、連結子会社であった期間の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は連結しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、6月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ たな卸資産

#### ① 商品及び製品

先入先出法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

#### ② 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価の切下げの方法により算定)

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～39年

その他 3年～15年

##### ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 成績保証引当金

個別指導塾の運営において将来の無償による授業提供に係る費用に備えるため、過去の成績保証実績を勘案して見積った費用見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ 返品調整引当金

販売済製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づいて算出した損失見込額を計上しております。

ホ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づき、当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

(資産除去債務)

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復等に係る債務を合理的に見積ることが可能になったことにより、見積りの変更に伴う増加額160,214千円を新たに資産除去債務として固定負債に計上しております。なお、見積りの変更による当連結会計年度の損益への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	246,281千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)
貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	—
計	500,000

(連結損益計算書関係)

※1 期末製品たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	△7,155千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
広告宣伝費	1,091,015千円
研究開発費	522,862

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	522,862千円

※4 関係会社整理損

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

関係会社整理損は、連結子会社であった上海森塾教育培訓有限公司との契約解消に伴う損失であります。

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
建物及び構築物	7,324千円
その他	11
計	7,335

## (連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額		△15,135千円
組替調整額		△6,903
税効果調整前		△22,038
税効果額		-
為替換算調整勘定		△22,038
その他の包括利益合計		△22,038

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	105,925	-	-	105,925
合計	105,925	-	-	105,925
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月30日 取締役会	普通株式	37,073	350	平成27年9月30日	平成27年12月22日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月2日 取締役会	普通株式	46,607	利益剰余金	440	平成28年9月30日	平成28年12月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	1,283,161千円
現金及び現金同等物	1,283,161

※2 連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

上海森塾教育培訓有限公司に対する実質支配力がなくなったことに伴い、連結の対象から除外された資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	77,348千円
固定資産	30,935
流動負債	△52,608
固定負債	—
為替換算調整勘定	△6,992
関係会社整理損	△48,682
現金及び現金同等物	△72,234
差引：関係会社連結除外による支出	△72,234

3 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
資産除去債務の計上額	160,214千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
1年内	109,102
1年超	173,836
合計	282,938

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債権である未収入金は、主に回収代行企業に対するものです。

敷金及び保証金は、主に教室の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・前受金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、顧客への営業債権が発生した場合には、顧客ごとに債権残高管理をすることにより、リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を定期的に確認することにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,283,161	1,283,161	—
(2) 売掛金	132,594		
貸倒引当金(*)	△3,977		
	128,617	128,617	—
(3) 未収入金	818,994	818,994	—
(4) 敷金及び保証金	263,160	235,128	△28,031
資産計	2,493,934	2,465,902	△28,031
(1) 買掛金	42,944	42,944	—
(2) 未払金	407,902	407,902	—
(3) 未払法人税等	4,982	4,982	—
(4) 前受金	767,001	767,001	—
負債計	1,222,831	1,222,831	—

(\*)売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金及び保証金

国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
敷金及び保証金(*)	34,766

(\*)事業開始前の賃貸借契約に係る敷金及び保証金は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4) 敷金及び保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,283,161	—	—	—
売掛金	132,594	—	—	—
未収入金	818,994	—	—	—
敷金及び保証金	—	63,389	—	199,771
合計	2,234,751	63,389	—	199,771

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	26,976千円
退職給付費用	9,685
退職給付の支払額	△1,980
退職給付に係る負債の期末残高	34,681

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	—千円
年金資産	—
	—
非積立型制度の退職給付債務	34,681
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,681
退職給付に係る負債	34,681
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,681

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 9,685千円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社従業員 266名	子会社取締役 1名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 3,097株	普通株式 5,595株	普通株式 41株	普通株式 16株
付与日	平成27年8月25日	平成27年8月25日	平成27年8月25日	平成27年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	(注) 2	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自平成27年8月25日 至平成34年9月30日	自平成27年8月25日 至平成31年9月30日	自平成27年8月25日 至平成31年9月30日	自平成27年9月29日 至平成31年9月30日
権利行使期間	自平成34年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 41株	普通株式 220株	普通株式 112株
付与日	平成28年9月13日	平成28年9月13日	平成28年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自平成28年9月13日 至平成35年9月30日	自平成28年9月13日 至平成32年9月30日	自平成28年9月29日 至平成32年9月30日
権利行使期間	自平成35年10月1日 至平成38年9月12日	自平成32年10月1日 至平成38年9月12日	自平成32年10月1日 至平成38年9月12日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。
- (2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権(以下、「ベスティング済新株予約権」という。)に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成31年10月1日以降	割当数の2分の1
平成32年10月1日以降	割当数の全部

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,097	5,595	41	16
付与	—	—	—	—
失効	—	1,915	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	3,097	3,680	41	16
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	41	220	112
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	41	220	112
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	13,664	13,664	13,664	13,664
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	25,400	25,400	25,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値は、修正純資産方式とDCF方式（ディスカウント・キャッシュフロー法）の平均により算定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

80,203千円

②当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
資産除去債務	62,122千円
関係会社繰越欠損金	44,787
役員退職慰労引当金	23,725
研究開発費	18,317
減価償却超過額	13,833
退職給付に係る負債	12,007
その他	27,805
繰延税金資産小計	202,600
評価性引当額	△68,513
繰延税金資産合計	134,087
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△55,434
その他	△796
繰延税金負債合計	△56,230
繰延税金資産の純額	77,857

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	22,183千円
固定資産－繰延税金資産	55,674

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.36%
(調整)	
評価性引当額の増減額	6.07
法人税等の特別控除額	△4.57
住民税均等割	1.43
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.04
その他	0.75
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.07

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の35.36%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については34.81%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、34.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,468千円減少し、法人税等調整額が1,468千円増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

上海森塾教育培訓有限公司

②分離した事業の内容

教育サービスの提供

③事業分離を行った主な理由

中国における事業展開をコンサルティングサービスに一本化するため。

④事業分離日

平成28年8月31日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

支配力基準に基づく連結除外

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社整理損 48,682千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 77,348千円

固定資産 30,935千円

資産合計 108,284千円

流動負債 52,608千円

固定負債 ー千円

負債合計 52,608千円

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業にかかる損益の概算額

売上高 155,492千円

営業損失(△) △27,993千円

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

教室の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から22年~39年と見積り、割引率は0.1%~0.5%として資産除去債務の金額を計算しております。

### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
期首残高	2,000千円
見積りの変更に伴う増加額	160,214
資産除去債務の履行による減少額	△2,000
期末残高	160,214

(セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	学習塾サービス	教育関連サービス	合計
外部顧客への売上高	5,628,688	1,562,278	7,190,966

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上となる単一の外部顧客が存在しないため、該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社グループは、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）  
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	112.30円
1株当たり当期純利益金額	15.94円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	253,331
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	253,331
普通株式の期中平均株式数(株)	15,888,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	(1) 第1回新株予約権 新株予約権の数3,097個 普通株式464,550株 (2) 第2回新株予約権 新株予約権の数3,680個 普通株式552,000株 (3) 第3回新株予約権 新株予約権の数41個 普通株式6,150株 (4) 第4回新株予約権 新株予約権の数16個 普通株式2,400株 (5) 第5回新株予約権 新株予約権の数41個 普通株式6,150株 (6) 第6回新株予約権 新株予約権の数220個 普通株式33,000株 (7) 第7回新株予約権 新株予約権の数112個 普通株式16,800株

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）  
該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

当事業年度においては連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,235,066	2,207,901
売掛金	132,501	148,347
商品及び製品	139,503	145,747
仕掛品	33,469	14,981
貯蔵品	2,385	2,628
前払費用	49,518	57,171
繰延税金資産	22,183	67,431
未収入金	818,994	1,122,475
その他	30,492	30,365
貸倒引当金	△6,272	△6,043
流動資産合計	2,457,843	3,791,005
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	447,809	639,297
構築物（純額）	565	421
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	39,477	55,940
有形固定資産合計	*1 487,853	*1 695,659
無形固定資産		
ソフトウェア	27,952	32,764
その他	87,321	71,710
無形固定資産合計	115,273	104,475
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
関係会社株式	47,385	—
出資金	100	100
破産更生債権等	117	69
長期前払費用	12,417	17,076
繰延税金資産	55,674	76,730
敷金及び保証金	297,926	368,208
貸倒引当金	△117	△69
投資その他の資産合計	414,003	462,615
固定資産合計	1,017,129	1,262,749
資産合計	3,474,972	5,053,755

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	42,944	83,949
未払金	407,752	430,351
未払費用	53,868	54,657
未払法人税等	4,982	283,522
前受金	767,001	989,559
預り金	32,538	72,535
賞与引当金	16,500	8,750
成績保証引当金	3,926	4,942
返品調整引当金	19,523	15,728
資産除去債務	—	5,250
その他	76,058	148,072
流動負債合計	1,425,095	2,097,318
固定負債		
役員退職慰労引当金	68,571	71,024
退職給付引当金	34,681	53,956
資産除去債務	160,214	236,702
固定負債合計	263,466	361,683
負債合計	1,688,562	2,459,001
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,258	13,258
資本剰余金		
資本準備金	3,258	3,258
資本剰余金合計	3,258	3,258
利益剰余金		
利益準備金	55	55
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,769,837	2,578,179
利益剰余金合計	1,769,893	2,578,235
株主資本合計	1,786,410	2,594,753
純資産合計	1,786,410	2,594,753
負債純資産合計	3,474,972	5,053,755

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間  
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,091,203
売掛金	382,724
商品及び製品	208,947
仕掛品	5,215
未収入金	1,029,735
その他	282,615
貸倒引当金	△17,942
流動資産合計	4,982,499
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	685,292
その他（純額）	58,507
有形固定資産合計	743,800
無形固定資産	101,491
投資その他の資産	
その他	485,690
貸倒引当金	△69
投資その他の資産合計	485,620
固定資産合計	1,330,911
資産合計	6,313,411
負債の部	
流動負債	
買掛金	59,479
未払金	636,005
未払法人税等	610,393
前受金	819,158
その他	484,724
流動負債合計	2,609,762
固定負債	
役員退職慰労引当金	72,218
退職給付引当金	59,401
資産除去債務	258,796
固定負債合計	390,415
負債合計	3,000,178
純資産の部	
株主資本	
資本金	13,258
資本剰余金	3,258
利益剰余金	3,296,716
株主資本合計	3,313,233
純資産合計	3,313,233
負債純資産合計	6,313,411

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高		
役務収益	5,845,391	7,393,590
製品売上高	1,190,082	1,111,330
売上高合計	7,035,473	8,504,920
売上原価		
役務収益原価	3,517,909	4,687,490
製品売上原価	※1 484,478	※1 374,997
売上原価合計	4,002,387	5,062,488
売上総利益	3,033,086	3,442,432
返品調整引当金戻入額	18,575	19,523
返品調整引当金繰入額	19,523	15,728
差引売上総利益	3,032,138	3,446,227
販売費及び一般管理費	※2, ※3 2,526,639	※2, ※3 2,281,884
営業利益	505,499	1,164,342
営業外収益		
受取利息	187	46
還付加算金	—	238
受取給付金	198	307
受取補償金	—	788
物品売却益	—	551
為替差益	153	—
その他	57	5
営業外収益合計	597	1,937
営業外費用		
支払手数料	752	749
為替差損	—	113
その他	7	18
営業外費用合計	759	881
経常利益	505,337	1,165,398
特別損失		
減損損失	※4 296	※4 10,145
関係会社株式評価損	※5 96,443	—
関係会社株式売却損	—	※6 43,075
その他	7,335	—
特別損失合計	104,075	53,220
税引前当期純利益	401,261	1,112,177
法人税、住民税及び事業税	51,211	309,325
過年度法人税等	—	14,206
法人税等調整額	117,221	△66,304
法人税等合計	168,432	257,228
当期純利益	232,829	854,949

【売上原価明細書】

I 役務収益原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 人件費	※1	2,495,873	70.9	3,225,467	68.8
2. 経費		886,665	25.2	1,282,512	27.4
3. 成績保証引当金戻入額		△4,084	△0.1	△3,926	△0.1
4. 成績保証引当金繰入額		3,926	0.1	4,942	0.1
5. 商品売上原価	※2				
期首商品たな卸高		3,491		3,421	
当期商品仕入高		42,230		89,050	
合計		45,722		92,471	
期末商品たな卸高		3,421		5,234	
他勘定より振替高		93,228		91,257	
商品売上原価		135,528	3.9	178,494	3.8
当期役務収益原価	3,517,909	100.0	4,687,490	100.0	

(注)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 地代家賃                    363,682千円	※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 地代家賃                    492,917千円
※2 他勘定より振替高の内訳は次のとおりであります。 製品売上原価より振替    86,722千円 製品製造原価より振替    6,505千円	※2 他勘定より振替高の内訳は次のとおりであります。 製品売上原価より振替    78,182千円 製品製造原価より振替    12,006千円 その他                        1,069千円

Ⅱ 製品売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1. 経費	※1	59,903	12.4	59,235	15.8
2. 製品売上原価					
期首製品たな卸高		107,418		136,082	
当期製品製造原価		541,001		399,429	
合計		648,419		535,511	
期末製品たな卸高		136,082		140,512	
他勘定へ振替高	※2	87,762		79,237	
製品売上原価		424,574	87.6	315,761	84.2
当期製品売上原価		484,478	100.0	374,997	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 28,003千円		※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 減価償却費 27,476千円	
※2 他勘定へ振替高の内訳は以下のとおりであります。 役務収益原価へ振替 86,722千円 その他 1,039千円		※2 他勘定へ振替高の内訳は次のとおりであります。 役務収益原価へ振替 78,182千円 その他 1,054千円	

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		245,393	25.7	72,883	16.2
II 経費	※1	710,571	74.3	378,248	83.8
当期総製造費用		955,964	100.0	451,131	100.0
期首仕掛品たな卸高		45,749		33,469	
合計		1,001,714		484,601	
期末仕掛品たな卸高		33,469		14,981	
他勘定へ振替高	※2	427,243		70,190	
当期製品製造原価		541,001		399,429	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注加工費 586,515千円		※1 経費の主な内訳は次のとおりであります。 外注加工費 360,574千円	
※2 他勘定へ振替高の内訳は以下のとおりであります。 研究開発費 410,280千円 役務収益原価へ振替 6,505千円 その他 10,457千円		※2 他勘定へ振替高の内訳は以下のとおりであります。 研究開発費 42,402千円 役務収益原価へ振替 12,006千円 コンテンツ仮勘定 8,207千円 その他 7,574千円	

## 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	5,225,090
売上原価	2,782,902
売上総利益	2,442,188
販売費及び一般管理費	※ 937,801
営業利益	1,504,386
営業外収益	
受取利息	27
受取給付金	307
商標権売却収入	120
その他	4
営業外収益合計	460
営業外費用	
株式交付費	4,287
その他	390
営業外費用合計	4,677
経常利益	1,500,168
税引前四半期純利益	1,500,168
法人税、住民税及び事業税	610,397
法人税等調整額	△85,048
法人税等合計	525,349
四半期純利益	974,818

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,258	3,258	55	1,574,081	1,574,137	1,590,654	1,590,654
当期変動額							
剰余金の配当				△37,073	△37,073	△37,073	△37,073
当期純利益				232,829	232,829	232,829	232,829
当期変動額合計	—	—	—	195,756	195,756	195,756	195,756
当期末残高	13,258	3,258	55	1,769,837	1,769,893	1,786,410	1,786,410

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	13,258	3,258	55	1,769,837	1,769,893	1,786,410	1,786,410
当期変動額							
剰余金の配当				△46,607	△46,607	△46,607	△46,607
当期純利益				854,949	854,949	854,949	854,949
当期変動額合計	—	—	—	808,342	808,342	808,342	808,342
当期末残高	13,258	3,258	55	2,578,179	2,578,235	2,594,753	2,594,753

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	1,112,177
減価償却費	113,164
減損損失	10,145
関係会社株式売却損益 (△は益)	43,075
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△275
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,750
成績保証引当金の増減額 (△は減少)	1,016
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△3,794
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	19,275
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,453
受取利息	△46
売上債権の増減額 (△は増加)	△319,326
たな卸資産の増減額 (△は増加)	12,001
その他の資産の増減額 (△は増加)	△37,165
仕入債務の増減額 (△は減少)	63,604
前受金の増減額 (△は減少)	222,558
その他の負債の増減額 (△は減少)	112,799
その他	21,231
小計	1,365,144
利息の受取額	46
法人税等の支払額	△44,992
法人税等の還付額	20,397
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,340,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△207,105
敷金及び保証金の差入による支出	△87,803
その他	△25,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	△320,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△46,607
その他	△749
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,356
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	972,835
現金及び現金同等物の期首残高	1,235,066
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,207,901

## 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		1,500,168
減価償却費		46,993
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		11,898
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		5,444
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		1,194
受取利息		△27
株式交付費		4,287
売上債権の増減額 (△は増加)		△141,636
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△52,327
その他の資産の増減額 (△は増加)		△67,366
仕入債務の増減額 (△は減少)		181,183
前受金の増減額 (△は減少)		△170,401
その他の負債の増減額 (△は減少)		180,039
その他		8,673
小計		1,508,124
利息の受取額		27
法人税等の支払額		△283,526
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,224,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△53,786
無形固定資産の取得による支出		△16,974
敷金及び保証金の差入による支出		△8,892
その他		△672
投資活動によるキャッシュ・フロー		△80,326
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額		△256,338
その他		△4,658
財務活動によるキャッシュ・フロー		△260,997
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		883,301
現金及び現金同等物の期首残高		2,207,901
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 3,091,203

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品及び製品  
先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (2) 仕掛品  
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～39年
構築物	10年
工具、器具及び備品	3～15年
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 成績保証引当金  
個別指導塾の運営において将来の無償による授業提供に係る費用に備えるため、過去の成績保証実績を勘案して見積もった費用見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金  
販売済製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づいて算出した損失見込額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～39年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 成績保証引当金

個別指導塾の運営において将来の無償による授業提供に係る費用に備えるため、過去の成績保証実績を勘案して見積もった費用見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 返品調整引当金

販売済製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づいて算出した損失見込額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(資産除去債務)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復等に係る債務を合理的に見積ることが可能になったことにより、見積りの変更に伴う増加額160,214千円を新たに資産除去債務として固定負債に計上しております。なお、見積りの変更による当事業年度の損益への影響はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(資産除去債務)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。見積りの変更に伴う増加額を変更前の資産除去債務残高に37,806千円加算しております。なお、見積りの変更による当事業年度の損益への影響はありません。

(退職給付引当金)

当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、従業員数の増加により退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものです。この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が10,132千円増加し、同額を退職給付費用として計上しております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	246,281千円	290,251千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
貸出コミットメントの総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

(損益計算書関係)

※1 期末製品たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が製品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
	△7,155千円	△7,305千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度51%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度49%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
広告宣伝費	1,080,453千円	1,116,305千円
研究開発費	522,862	179,008

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
	522,862千円	179,008千円

※4 減損損失

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額（千円）
埼玉県さいたま市 浦和区 他	事業用資産	建物	9,356
		工具、器具及び備品	493
		その他	296

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に教室を基準単位とした資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

※5 関係会社株式評価損

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

関係会社株式評価損は、SPRIX Hong Kong Limited. の株式に係る評価損であります。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

※6 関係会社株式売却損

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

関係会社株式売却損は、連結子会社であったSPRIX Hong Kong Limited. の株式を譲渡したことによる損失であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	105,925	—	—	105,925
合計	105,925	—	—	105,925
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月2日 取締役会	普通株式	46,607	440	平成28年9月30日	平成28年12月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年11月28日 取締役会	普通株式	256,338	利益剰余金	2,420	平成29年9月30日	平成29年12月22日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	2,207,901千円
現金及び現金同等物	2,207,901

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
資産除去債務の計上額	86,192千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)  
連結財務諸表の注記事項として記載しております。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (平成29年9月30日)
1年内	109,102
1年超	64,734
合計	173,836

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)  
連結財務諸表の注記事項として記載しております。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については原則として自己資金で賄い必要に応じて銀行借入を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債権である未収入金は、主に回収代行企業に対するものです。

敷金及び保証金は、主に教室の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・前受金・預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、顧客への営業債権が発生した場合には、顧客ごとに債権残高管理をすることにより、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を定期的に確認することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,207,901	2,207,901	—
(2) 売掛金	148,347		
貸倒引当金(*1)	△3,551		
	144,795	144,795	—
(3) 未収入金	1,122,475	1,122,475	—
(4) 敷金及び保証金(*2)	332,770	258,005	△74,764
資産計	3,807,943	3,733,178	△74,764
(1) 買掛金	83,949	83,949	—
(2) 未払金	430,351	430,351	—
(3) 未払法人税等	283,522	283,522	—
(4) 前受金	989,559	989,559	—
(5) 預り金	72,535	72,535	—
負債計	1,859,918	1,859,918	—

(\*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内回収予定の敷金及び保証金（貸借対照表上流動資産「その他」に4,457千円が含まれております。）は、敷金及び保証金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年9月30日)
投資有価証券(*1)	500
出資金(*1)	100
敷金及び保証金(*2)	39,894

(\*1)投資有価証券及び出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(\*2)敷金及び保証金の一部は、預託期間を算定することが困難であることから、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,207,901	—	—	—
売掛金	148,347	—	—	—
未収入金	1,122,475	—	—	—
敷金及び保証金	4,457	58,371	—	269,942
合計	3,483,182	58,371	—	269,942

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年9月30日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 47,385千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)  
連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

当社は、退職給付費用の計算にあたり、前事業年度までは簡便法によっておりましたが、当事業年度末より原則法による算定方法に変更しております。この変更は、従業員数が増加したことに伴い、退職給付債務の金額の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
退職給付債務の期首残高	34,681千円
簡便法で計算した退職給付費用	11,124
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	10,132
退職給付の支払額	△1,981
退職給付債務の期末残高	53,956

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (平成29年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	—千円
年金資産	—
	—
非積立型制度の退職給付債務	53,956
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,956
退職給付引当金	53,956
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,956

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	10,132千円
簡便法で計算した退職給付費用	11,124
確定給付制度に係る退職給付費用	21,256

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (平成29年9月30日)
割引率	0.48%
予想昇給率	—

(注) 数理計算にあたって予想昇給率を使用していないため、予想昇給率の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)  
連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はStock・オプション付与日時点において未公開企業であり、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社従業員 266名	子会社取締役 1名	当社従業員 2名
株式の種類別のStock・オプションの数(注) 1	普通株式 3,097株	普通株式 5,595株	普通株式 41株	普通株式 16株
付与日	平成27年8月25日	平成27年8月25日	平成27年8月25日	平成27年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	(注) 2	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自平成27年8月25日 至平成34年9月30日	自平成27年8月25日 至平成31年9月30日	自平成27年8月25日 至平成31年9月30日	自平成27年9月29日 至平成31年9月30日
権利行使期間	自平成34年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日	自平成31年10月1日 至平成37年8月24日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のStock・オプションの数(注) 1	普通株式 41株	普通株式 220株	普通株式 112株
付与日	平成28年9月13日	平成28年9月13日	平成28年9月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自平成28年9月13日 至平成35年9月30日	自平成28年9月13日 至平成32年9月30日	自平成28年9月29日 至平成32年9月30日
権利行使期間	自平成35年10月1日 至平成38年9月12日	自平成32年10月1日 至平成38年9月12日	自平成32年10月1日 至平成38年9月12日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役員若しくは従業員、当社が10%以上出資する会社の役員若しくは従業員又は当社に10%以上出資する会社の役員若しくは従業員であることを要する。
- (2) 新株予約権者からの相続はこれを認めない。
- (3) 新株予約権者は、次に定める時期において、次に定める数の新株予約権(以下、「ベスティング済新株予約権」という。)に限り、その全部又は一部を行使することができ、保有する新株予約権のうちベスティング済新株予約権でないものを行使することはできないものとする。なおベスティング済新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

時期	ベスティング済新株予約権の個数
平成31年10月1日以降	割当数の2分の1
平成32年10月1日以降	割当数の全部

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	3,097	3,680	41	16
付与	—	—	—	—
失効	—	280	41	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	3,097	3,400	—	16
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	41	220	112
付与	—	—	—
失効	—	16	24
権利確定	—	—	—
未確定残	41	204	88
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	13,664	13,664	13,664	13,664
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	25,400	25,400	25,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値は、修正純資産方式とDCF方式（ディスカウント・キャッシュフロー法）の平均により算定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

457,306千円

②当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年 9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年 9月30日)
繰延税金資産	
関係会社株式	71,367千円
資産除去債務	62,122
役員退職慰労引当金	23,725
研究開発費	18,317
減価償却超過額	13,833
退職給付引当金	12,007
その他	27,805
繰延税金資産小計	229,180
評価性引当額	△95,093
繰延税金資産合計	134,087
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△55,434
その他	△796
繰延税金負債合計	△56,230
繰延税金資産の純額	77,857

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成28年 9月30日)
流動資産－繰延税金資産	22,183千円
固定資産－繰延税金資産	55,674

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年 9月30日)
法定実効税率	35.36%
(調整)	
評価性引当額の増減額	8.76
法人税等の特別控除額	△4.79
住民税均等割	1.50
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.09
その他	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.98

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の35.36%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,468千円減少し、法人税等調整額が1,468千円増加しております。

当事業年度（平成29年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
資産除去債務	91,305千円
研究開発費	35,444
未払事業税	31,637
役員退職慰労引当金	24,574
減価償却超過額	21,460
退職給付引当金	18,672
その他	24,933
繰延税金資産小計	248,028
評価性引当額	△24,574
繰延税金資産合計	223,454
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△79,293
繰延税金負債合計	△79,293
繰延税金資産の純額	144,161

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当事業年度 (平成29年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	67,431千円
固定資産－繰延税金資産	76,730

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
法人税等の特別控除額	△7.33
評価性引当額の増減額	△6.38
過年度法人税等	1.28
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57
その他	0.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.13

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

①譲渡先の名称

左右 真哉

②対象となった子会社の名称及び事業の内容

(a)子会社の名称 SPRIX Hong Kong Limited.

事業の内容 投資・管理

(b)子会社の名称 沛雷投资管理咨询(上海)有限公司

事業の内容 コンサルティング

③株式譲渡を行った主な理由

中国事業撤退のため

④株式譲渡日

平成29年6月30日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

譲渡の形式 受取対価を現金のみとする株式譲渡

譲渡した株式の数 2,182,001株

譲渡価額 4,310千円

譲渡後の持株比率 0%

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却損 43,075千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	6,096千円
固定資産	一千円
資産合計	<u>6,096千円</u>
流動負債	532千円
固定負債	一千円
負債合計	<u>532千円</u>

③会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業にかかる損益の概算額

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

連結財務諸表「注記事項(資産除去債務関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

教室の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～39年と見積り、割引率は0.0%～1.0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
期首残高	160,214千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	48,385
時の経過による調整額	986
見積りの変更に伴う増加額	37,806
資産除去債務の履行による減少額	△5,440
期末残高	241,952

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	学習塾サービス	教育関連サービス	合計
外部顧客への売上高	6,942,372	1,562,548	8,504,920

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高が損益計算書の売上高の10%以上となる単一の外部顧客が存在しないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）  
連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）  
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）  
連結財務諸表の注記事項に記載しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	163.31円
1株当たり当期純利益金額	53.81円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益金額（千円）	854,949
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	854,949
普通株式の期中平均株式数（株）	15,888,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数6,846個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は平成30年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月1日付で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成30年3月12日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、150株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	105,925株
株式分割により増加する株式数	15,782,825株
株式分割後の発行済株式総数	15,888,750株
株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

(3) 効力発生日

平成30年3月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	13,664円	92円
第2回新株予約権	13,664円	92円
第4回新株予約権	13,664円	92円
第5回新株予約権	25,400円	170円
第6回新株予約権	25,400円	170円
第7回新株予約権	25,400円	170円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期会計期間 (平成30年3月31日)	
貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)	
広告宣伝費	445,697千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)	
現金及び預金勘定	3,091,203千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	3,091,203

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月28日 取締役会	普通株式	256,338	2,420	平成29年9月30日	平成29年12月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	238,331	15.00	平成30年3月31日	平成30年5月31日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、教育サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	61.35円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	974,818
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	974,818
普通株式の期中平均株式数(株)	15,888,750
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	601,884	252,617	29,681 (9,356)	824,821	185,523	51,773	639,297
構築物	2,098	—	155	1,943	1,522	144	421
車両運搬具	2,716	—	—	2,716	2,716	—	0
工具、器具及び備品	127,434	40,680	11,685 (493)	156,429	100,489	23,724	55,940
有形固定資産計	734,134	293,297	41,521 (9,849)	985,910	290,251	75,642	695,659
無形固定資産							
ソフトウェア	122,950	15,465	—	138,415	105,651	10,652	32,764
その他	337,436	11,259	—	348,695	276,985	26,869	71,710
無形固定資産計	460,387	26,724	—	487,111	382,636	37,522	104,475
長期前払費用	22,640	13,904	8,537 (296)	28,006	10,930	8,949	17,076

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	森塾内装工事 (新規開校)	21教室	174,517千円
	資産除去債務の見積りの変更による増加		37,806千円
	森塾内装工事 (移転)	4教室	29,561千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,389	6,113	86	6,303	6,113
賞与引当金	16,500	8,750	16,500	—	8,750
成績保証引当金	3,926	4,942	—	3,926	4,942
返品調整引当金	19,523	15,728	—	19,523	15,728
役員退職慰労引当金	68,571	2,453	—	—	71,024

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、洗替による戻入によるものであります。

2. 成績保証引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、洗替による戻入によるものであります。

3. 返品調整引当金の「当期減少額 (その他)」欄の金額は、洗替による戻入によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	6,835
預金	
普通預金	1,900,767
定期預金	300,298
小計	2,201,066
合計	2,207,901

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)湘南ゼミナール	21,653
(株)トーハン	13,065
(株)ベネッセコーポレーション	6,607
日本出版販売(株)	6,386
中央教育研究所(株)	5,536
その他	95,097
合計	148,347

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
132,501	1,598,831	1,582,986	148,347	91.4	32.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品	
外部仕入教材	5,234
小計	5,234
製品	
教材	125,535
書籍	10,275
その他	4,701
小計	140,512
合計	145,747

ニ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
教材製作費	14,747
書籍製作費	233
合計	14,981

ホ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
金券類	2,628
合計	2,628

ヘ. 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三菱UF Jファクター(株)	1,083,664
(株)湘南ゼミナール	34,795
その他	4,016
合計	1,122,475

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ジェイアール東日本ビルディング	58,371
東武鉄道(株)	30,550
朝日生命保険相互会社	13,141
(株)システムズヤジマ	10,656
明治安田生命保険相互会社	10,080
その他	245,408
合計	368,208

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)中央印刷	32,193
(株)進学研究会	22,953
(株)ベネッセコーポレーション	11,138
(株)田村商店	5,862
(株)デジタル・ナレッジ	4,043
その他	7,758
合計	83,949

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
従業員給与	267,340
(株)アイレップ	61,391
社会保険料	15,600
その他	86,019
合計	430,351

ハ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
法人税	164,199
事業税	90,888
住民税	28,433
合計	283,522

ニ. 前受金

区分	金額 (千円)
授業料	985,856
その他	3,703
合計	989,559

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URL <a href="https://sprix.jp/">https://sprix.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社定款の定めにより、単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年 2月15日	平石 明	埼玉県さいたま市浦和区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	有限会社フラットストーン 取締役社長 平石 明	東京都豊島区西池袋1-11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)	16,000	382,864,000 (23,929) (注) 4	資産管理会社への譲渡
平成28年 9月29日	平石 明	埼玉県さいたま市浦和区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 宗樹	東京都中央区日本橋1丁目7-17	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 6	5	127,000 (25,400) (注) 4	事業上の関係強化のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF方式(ディスカウント・キャッシュフロー法)と修正純資産方式の平均により算出された価格であります。
5. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っております。分割前の移動のため、分割前の移動株数、価格(単価)で記載しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となっております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年9月13日	平成28年9月13日	平成28年9月29日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 41株 (注) 6	普通株式 220株 (注) 6	普通株式 112株 (注) 6
発行価格	25,400円 (注) 2、6	25,400円 (注) 2、6	25,400円 (注) 2、6
資本組入額	12,700円 (注) 6	12,700円 (注) 6	12,700円 (注) 6
発行価額の総額	1,041,400円	5,588,000円	2,844,800円
資本組入額の総額	520,700円	2,794,000円	1,422,400円
発行方法	平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	同左	平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び平成28年9月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年9月30日であります。

2. 発行価格は、純資産方式とDCF方式（ディスカウント・キャッシュフロー法）の折衷方式により算出された価格であります。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	25,400円 (注)6	25,400円 (注)6	25,400円 (注)6
行使期間	平成35年10月1日から平成38年9月12日まで	平成32年10月1日から平成38年9月12日まで	平成32年10月1日から平成38年9月12日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左

4. 新株予約権②については、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員7名）により、発行数は164株、発行価額の総額は4,165,600円、資本組入額の総額は2,082,800円となっております。
5. 新株予約権③については、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員4名）により、発行数は80株、発行価額の総額は2,032,000円、資本組入額の総額は1,016,000円となっております。
6. 平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

## 2【取得者の概況】

### 新株予約権①

平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
早川 明宏	埼玉県さいたま市南区	会社役員	41	1,041,400 (25,400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 当社は平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

### 新株予約権②

平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
赤座 直樹	東京都三鷹市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
田中 誠	東京都文京区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
桑名 聖依	東京都豊島区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
川崎 まど香	埼玉県さいたま市中央区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
松村 宗太郎	千葉県習志野市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
岡田 良太	東京都練馬区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
関根 悠介	埼玉県越谷市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
飯坂 正樹	東京都世田谷区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
市川 敦	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
伊藤 眞子	新潟県新潟市中央区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
上田 峻裕	東京都国立市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
榎本 遼太	千葉県松戸市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
掛川 竜哉	千葉県佐倉市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
鎌田 恵太	新潟県長岡市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
川元 伸	千葉県八千代市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
坂本 信悟	東京都立川市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
峯岸 啓太郎	東京都昭島市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
森 章弘	千葉県我孫子市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
山根 秀明	東京都小金井市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 当社は平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。
3. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下(分割後)の従業員2名、割当株式の総数1,800株(分割後)に関する記載は省略しております。

新株予約権③

平成28年9月12日開催の臨時株主総会及び平成28年9月28日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田村 清貴	千葉県船橋市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
秦 裕美	東京都世田谷区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
神山 優華	埼玉県さいたま市中央区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
関根 佳奈	東京都大田区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
大貫 義隆	埼玉県戸田市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
柳田 寛子	東京都杉並区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
新野 慎太郎	千葉県船橋市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
佐藤 礼都	東京都福生市	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
上野 一史	神奈川県川崎市多摩区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員
寺尾 美里	東京都世田谷区	会社員	8	203,200 (25,400)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 当社は平成30年2月12日開催の取締役会決議により、平成30年3月1日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （%）
有限会社フラットストーン（注）1、3	埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-90-2	7,927,500	46.96
平石 明（注）1、2	埼玉県さいたま市大宮区	6,494,250	38.47
常石 博之（注）1、4	東京都足立区	1,728,750 (435,000)	10.24 (2.58)
株式会社三菱UFJ銀行（注）1	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	172,500	1.02
先崎 将智（注）6	埼玉県越谷市	22,200 (22,200)	0.13 (0.13)
平井 利英（注）5	東京都豊島区	7,350 (7,350)	0.04 (0.04)
相上 敏（注）6	埼玉県さいたま市見沼区	7,350 (7,350)	0.04 (0.04)
三善 達也（注）6	新潟県新潟市西区	7,350 (7,350)	0.04 (0.04)
山内 和弘（注）6	埼玉県さいたま市北区	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
服部 剛志（注）6	埼玉県所沢市	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
五十嵐 直史（注）6	東京都府中市	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
江口 英治（注）6	東京都日野市	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
堀越 悠介（注）6	埼玉県戸田市	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
佐藤 利和（注）6	新潟県三条市	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
赤澤 嘉信（注）6	埼玉県さいたま市大宮区	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
伊藤 壯介（注）6	東京都江戸川区	6,750 (6,750)	0.04 (0.04)
佐藤 太一郎（注）6	東京都府中市	6,150 (6,150)	0.04 (0.04)
梅田 修平（注）6	東京都中野区	6,150 (6,150)	0.04 (0.04)
早川 明宏（注）5	埼玉県さいたま市南区	6,150 (6,150)	0.04 (0.04)
山本 和俊（注）6	東京都調布市	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
山田 朋央（注）6	東京都北区	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
星名 力成（注）6	新潟県新潟市西区	4,200 (4,200)	0.02 (0.02)
嶋形 洋一（注）6	新潟県新潟市中央区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
中野 篤（注）6	千葉県船橋市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
佐藤 和美（注）6	東京都墨田区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小川 義信 (注) 6	埼玉県北本市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
小溝 真希 (注) 6	東京都豊島区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
増田 雅志 (注) 6	埼玉県さいたま市南区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
永尾 淳 (注) 6	埼玉県本庄市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
加藤 元樹 (注) 6	神奈川県大和市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
和田 洋介 (注) 6	埼玉県春日部市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
山村 竜一 (注) 6	東京都小金井市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
東 周作 (注) 6	千葉県船橋市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
若杉 康紀 (注) 6	千葉県八千代市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
外山 拓道 (注) 6	東京都調布市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
小林 将信武 (注) 6	埼玉県志木市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
富田 希 (注) 6	埼玉県越谷市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
鷲尾 貴行 (注) 6	新潟県長岡市	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
阪本 信之 (注) 6	東京都板橋区	3,600 (3,600)	0.02 (0.02)
山下 泰平 (注) 6	埼玉県さいたま市大宮区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
岩館 良和 (注) 6	東京都国立市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
新城 健治 (注) 6	東京都品川区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
青木 浩也 (注) 6	東京都東村山市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
浦邊 歩 (注) 6	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
竹見 雅史 (注) 6	東京都多摩市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
栢尾 祐理子 (注) 6	埼玉県川越市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
平川 夕貴 (注) 6	埼玉県ふじみ野市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
松原 大輝 (注) 6	千葉県我孫子市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
稲垣 辰也 (注) 6	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
山本 幸矩 (注) 6	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
加藤 好古 (注) 6	千葉県船橋市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
野村 祐介 (注) 6	埼玉県入間市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
加藤 正拓 (注) 6	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
畠山 茂幸 (注) 6	埼玉県さいたま市西区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
梅津 幸平 (注) 6	新潟県新潟市東区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
高橋 多聞 (注) 6	埼玉県越谷市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
家井 智司 (注) 6	埼玉県越谷市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
青木 孝徳 (注) 6	埼玉県川口市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
忠鉢 浩治 (注) 6	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
小林 岳 (注) 6	新潟県新潟市中央区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
秋谷 勇太 (注) 6	千葉県松戸市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
天野 克哉 (注) 6	千葉県船橋市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
岡 亮太 (注) 6	新潟県新潟市西区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
櫻井 慶彦 (注) 6	千葉県八千代市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
堀 貴司 (注) 6	埼玉県さいたま市北区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
馬淵 恵理子 (注) 6	埼玉県さいたま市大宮区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
廣瀬 翔伍 (注) 6	千葉県八千代市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
黒田 丞 (注) 6	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
高山 祐道 (注) 6	東京都三鷹市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
羽生 真志 (注) 6	東京都府中市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
斎田 慶太 (注) 6	埼玉県上尾市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
中川 暢人 (注) 6	東京都東村山市	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
中村 由弥 (注) 6	埼玉県さいたま市中央区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
境 良太 (注) 6	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
白藤 啓司 (注) 6	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
池上 一展 (注) 6	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
久保 聡 (注) 6	東京都豊島区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
細井 創 (注) 6	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.02 (0.02)
所有株式数2,700株の株主 (2名)		5,400 (5,400)	0.03 (0.03)
所有株式数2,400株の株主 (12名)		28,800 (28,800)	0.17 (0.17)
所有株式数2,100株の株主 (67名)		140,700 (140,700)	0.83 (0.83)
所有株式数1,200株の株主 (64名)		76,800 (76,800)	0.45 (0.45)
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任 組合 (注) 1	東京都中央区日本橋1丁目7 -17	750	0.00
計	—	16,882,950 (994,200)	100.00 (5.89)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)  
3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)  
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)  
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
6. 当社の従業員  
7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
8. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社スプリックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 亨  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スプリックスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スプリックス及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社スプリックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 亨  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スプリックスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スプリックスの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月24日

株式会社スプリックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 亨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スプリックスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スプリックスの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月24日

株式会社スプリックス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 亨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スプリックスの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第22期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スプリックスの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

